

平成21年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成21年12月17日（木曜日）

議 事 日 程（第4号）

- | | | |
|-----|---------|------------------------------------|
| 第 1 | 議案第116号 | 四万十町滞在型市民農園条例の制定について |
| 第 2 | 議案第117号 | 四万十町保育所条例の一部を改正する条例について |
| 第 3 | 議案第118号 | 四万十町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について |
| 第 4 | 議案第119号 | 四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について |
| 第 5 | 議案第120号 | 四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第121号 | 平成21年度四万十町一般会計補正予算（第5号） |
| 第 7 | 議案第122号 | 平成21年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第 8 | 議案第123号 | 平成21年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号） |
| 第 9 | 議案第124号 | 平成21年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号） |
| 第10 | 議案第125号 | 平成21年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 第11 | 議案第126号 | 平成21年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第3号） |
| 第12 | 議案第127号 | 平成21年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第13 | 議案第128号 | 平成21年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第14 | 議案第129号 | 平成21年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第15 | 議案第130号 | 平成21年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |

- 第16 議案第131号 平成21年度四万十町給与等集中処理特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第132号 平成21年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第72号 四万十町意見公募手続条例の制定について
- 第19 決算第1号 平成20年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 四万十町庁舎建設等特別委員会の中間報告について
- 第21 四万十町家地川ダム調査特別委員会の中間報告について
- 第22 陳情第21-30号 改正貸金業法の早期完全施行に関する陳情
- 第23 陳情第21-32号 改正貸金業法の早期完全施行に関する陳情
- 第24 陳情第21-28号 山間地域の獣害対策を求める緊急陳情書
- 第25 陳情第21-31号 町道認定に関する要望書
- 第26 陳情第21-34号 古城生活改善センター下砂防ダム切下げについての陳情書
- 第27 発議第22号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書案
- 第28 発議第23号 住民税、所得税の配偶者控除・扶養控除の廃止に反対する意見書案
- 第29 発議第24号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書案
- 第30 発議第25号 障害者自立支援法の応益負担の即時廃止と障害児者福祉の充実を求める意見書案
- 第31 発議第26号 WTO交渉の早期妥結に反対する意見書案
- 第32 発議第27号 議員派遣の件について
- 第33 閉会中の継続審査・調査申し出について
- 追加日程第1 島岡幹夫君の議員辞職について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第33まで

追加日程第1

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（20名）

- | | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 吉村アツ子君 | 2番 | 岡峯久雄君 |
| 4番 | 島岡幹夫君 | 5番 | 山岡義正君 |

6 番 緒 方 正 綱 君
 8 番 山 上 利 嗣 君
 10 番 田 邊 哲 夫 君
 12 番 林 健 三 君
 14 番 下 元 昇 君
 20 番 田 邊 客 子 君
 23 番 宮 地 章 一 君
 25 番 宮 崎 南海男 君

7 番 橋 本 保 君
 9 番 岩 井 優之介 君
 11 番 松 下 和 孝 君
 13 番 酒 井 祥 成 君
 15 番 竹 内 常 喜 君
 21 番 牧 野 利恵子 君
 24 番 氏 原 郭 君
 26 番 池 本 公 夫 君

~~~~~

欠 席 議 員 ( 4 名 )

3 番 弘 瀬 則 彦 君  
 18 番 堀 本 伸 一 君

16 番 田 邊 幹 男 君  
 19 番 梶 原 政 利 君

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	前 田 哲 生 君	副 町 長	高 瀬 満 伸 君
参事兼危機管理監	浜 田 好 清 君	新産業政策監	森 芳 明 君
会 計 管 理 者	林 伸 良 君	総 務 課 長	永 井 立 一 君
企 画 課 長	武 内 文 治 君	商工観光課長	市 川 敏 英 君
農林水産課長	武 市 逸 夫 君	建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君
管財契約課長	佐 竹 節 文 君	町 民 課 長	柴 久 幸 君
環 境 課 長	山 脇 一 生 君	健康福祉課長	岡 澄 子 君
税 務 課 長	山 本 靖 君	上下水道課長	高 橋 一 夫 君
教 育 委 員 長	宮 崎 勲 君	教 育 長	水 間 淳 一 君
教 育 次 長	渡 部 睦 君	学校教育課長	野 村 和 弘 君
生涯学習課長	山 本 弘 光 君	農業委員会事務局長	永 尾 一 雄 君
代表監査委員	奥 宮 敏 男 君	総務課副課長	樋 口 寛 君
総務課副課長	山 本 康 雄 君	総務課財政班長	山 脇 光 章 君

大正総合支所

支所長兼地域振興課長	清 水 正 一 君	町民生活課長	武 内 洋 介 君
産業建設課長	下 藤 広 美 君	大正診療所事務長	林 正 憲 君

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	岡 本 順 一 君	町民生活課長	杉 内 和 一 君
産業建設課長	林 久須男 君	十和診療所事務長	酒 井 寿 哉 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 今 村 茂 君 | 次 長 | 田 辺 卓 君 |
|--------|---------|-----|---------|

~~~~~

午前9時35分 開議

○議長（山岡義正君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより、平成21年第4回四万十町議会定例会第8日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

本日の会議に3番弘瀬則彦君、16番田邊幹男君、18番堀本伸一君、19番梶原政利君から欠席届があっております。

報告を終わります。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第1 議案第116号四万十町滞在型市民農園条例の制定についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） この条例、四万十町滞在型市民農園ということで、これは高知県で初の滞在型農園ということで、市民農園という条例で、関係者の方々は本年5月からの急速なスピードの中でこの整備されているということで、ご努力をねぎらいたと思います。

そこで、第1条が、あるいは第3条に、この条例の中でうたわれている都市住民、あるいはまた第3条の2で、日帰り型農園としての町民というところ、「町民及び都市住民」というふうに記述されておりますが、この定義というのは、都市住民、あるいは町民の定義ということについてお答え願いたいと思います。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） お答えします。

都市住民としておりますのは、いわゆる町外の都市、高知市あるいは県外からの方の交流人口を指しております。それで、1条にあります「都市住民等」とありますが、2行目に、これはどういったもんかといいますと、私どもの考えておりますのは、病院あるいは企業、それから法人等とらえております。

それから3条の2、「町民及び都市住民」とありますのは、これは日帰り型の農園だけを借りる方が町外の方にもおりはしないかということで、このように書かせていただいて

おります。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） それで、条例の中に、第6条市民農園の利用料金、これは別表のほうにも出ておりますが、これに関して、別表、第11条関係で、利用料金、滞在型農園の場合は1区画年間38万円、日帰り型農園が1区画1万2,000円ということですが、これについて委員会等で審議、検討された結果だと思いますが、果たして妥当と言えるかどうかということについて質問をいたします。

と申しますのは、この滞在型農園の場合に、非常に立派な施設でございます。四万十町の広報にもこのことを一部触れておりますが、町民がこの広報を見たときに、これが果たして、非常にぜいたくなといいますか、これにより都市住民を呼び込むという1つのPRの結果だとは思いますが、そのことについて妥当と言えるかどうかをお伺いします。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 料金についてでございますが、この料金につきまして、一部、先日の議員全員協議会でも触れさせていただきました。この料金につきましては、収入から支出すべて事細かく計算して出しております。そういった中で、この滞在型市民農園1区画38万円。これは年間使用料36万円に共益費等の2万円を加えたものでございまして、これは、それと私どものほうで全国のものを調査しましてやっておりますが、この計算の結果については妥当と考えております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） この金額の設定ということと、この施設の内容ということですが、私は現在、四万十町民は住宅事情が果たして、これはここと直接関係があるかどうかということですが、非常に住宅事情が四万十町民にとってはいいとは思いません。また、公営住宅等でもなかなか提供されていない状況にある中で、都市型の、都市住民だけにこういうものを提供していいかどうかというところに疑問があります。その点についてお答えをいただきたいということと、それと、町民ということ、日帰り型農園ということでは、町民ということで利用ができるということですが、今後、この農園の設計図を見てみますと、どうも車いす対応の農園にはなっていないのではないかと思います。

現在、公共施設に関しては、トイレ等には多目的トイレ等を設計図の中では設計されて

おりますが、農園についても、これから高齢者とか障害のある方等が、町民が広く利用できるためには、車いすでもできるような農園施設がこの中に何カ所か設けられるべきではないかと思います。その点について、設計の変更が可能かどうかということもあわせて質問をいたします。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） まず1点目、住宅事情がよくないというお話でございますが、この事業につきましては県の移住促進の補助金を使って整備をしております関係上、どうしても町は町外、県は県外からということになります、からの呼び込みを目的としております。これは滞在して農業に親しんでいただくうちにファンとなっていて、近くにあります窪川アグリ体験塾、これなどにも参加していただきまして、よかったら永住をしていただきたいというふうに考えておるところでございます、こういった施設をつくったところでございます。

それから、これは先ほど言いました2点目の都市住民だけこういうことでええかということ、それと一つのお答え、答弁になろうかと思います。

それから農園の車いすということでございますが、これは、19区画ある農園はすべて平地となっております、通路は最大幅1メートルをとっております。ここで段差があるのは表土部分、いわゆる肥え土だけが上に盛り上がっておるところでございます、そこで車いすの使用も可能ではないかと考えてます。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） トイレの……。

（21番牧野利恵子君「3問目、ちょっと追加。すみません。

車いす対応ということは、ある程度車いすに乗ったままでもできるという、平地でちょっと上がったところで土をいじることができるというような、そういう施設は今後可能かどうかということです」と呼ぶ)

それは現在の計画で可能でございます。1メートル幅の通路を設けまして、これ、舗装はいたしませんけれども、地盤を固めております。そこで畑そのものは、通路があつて肥え土があると、いわゆるここでやっていただく。間へ入りたい場合、今、50㎡しかありませんので、そこ、さらに畝を割っていただくと、その中へも入っていけるというふう

な施設……。

（２１番牧野利恵子君「多分課長の考えているのとは違うと思います」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） ２０番田邊客子。

２０番（田邊客子君） 料金設定のことが今、牧野さんのほうからも質問がありましたが、この条例の中身を見ますと、どこかに指定管理をするということではありますが、多分、いろいろお話聞いたところでは地元のグループであろうと思うわけですが、すべて指定管理者のあと運営。だから、利用料の徴収もそこが行い、そこがすべて行っていくという条例の中身になっているような気がするんですけど、そういう意味において、今回の料金の設定が、先ほど課長は細かい計算をした上でのことだということでありましたが、その指定管理を受けた方がきちっと運営して、どこまでの運営なのかよくわかりませんが、多分施設の維持管理だけの料金ではないかと思うわけですが、そこらあたりの計算がきちっとなされておるのか、指定管理者がそれを受けてきちっとやっていけるような料金設定なのか、その点をもう一度お聞きしたいと思います。

それから利用期間の、毎年の更新だと思うんですけど、４年以上はだめだということですよ。それが、この目的が移住や新規就農への移行促進を図るための事業でありますので、それを考えた場合、この４年というのが適当かどうかという基準。どういう基準でこの４年という上限を決められたのか。まずその２点、お願いします。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） お答えします。

料金の妥当性でございますが、私どものほうといたしましては、予定されております指定管理者も、協議会設立当初、年度当初から協議会へ入って、加わって、計画から参加していただいておりますが、つまりこの平面的な計画が決まった段階で、いよいよこの施設を運営していかないかということで、また、地域の農業者等も入れまして協議会の下へ運営部会というものを立ち上げました。その中へも副会長という形で入っていただいて、料金設定等、細かく協議をしたところでございます。その中で、日々の点検費用とか清掃費用、そういったもんも計算しまして今回の料金設定となっております。

それから利用期間でございますが、この利用期間は来年の４月１日から開園ということでございますが、４月１日から翌年の３月末までが利用期間でございます、ここの７条に書いておりますように、４回を限度として更新することができるということで、計５年の使用が可能となっております。この５年といいますのは、これ、土地そのものが雑種地

でございます、県有地の、農地でない関係上、特定農地貸付法ということで、そっこの委員会のほうの承認が必要ということになっておりまして、先日承認いただいたわけでございますけれども、その期間が、貸付期間が5年と、5年間ということでございますので、その期間を上回ることができないのでこういった設定にしております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 20番田邊客子。

○20番（田邊客子） その期間ですけれども、私は、移住や新規就農への移行を促進するという事業でありますので、もう少し短い期間で新規就農や移住をする方の相談窓口や、その対応する行政のある部門があつて、ここでいろいろ体験しながら、そちらにできるだけ移住してもらい、新規就農をしていただくという体制があつてじゃないといけないんじゃないかなと思うわけですが、県下で初めての事業ですのでいろいろ試行錯誤だと思うわけですが、それは同時にそういうことも行政として取り組みをするのか。そういうことを考えた場合、この期間が妥当かどうかということをやっと疑問に思いましたので聞いたわけですが。答弁があればお願いします。

それから、多分指定管理者で受けて、私はこういう事業をやった場合、やっぱり地域の方も潤う形で、いろんな面で潤う形でなければいけないと思うわけですが、できれば経済的にもある程度潤えばいいわけです。そういう面で、この料金が妥当かどうかということもどうかと。そういう検証もしているのかなと思って質問したわけですが、その点で答弁がありましたらお願いします。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 利用期間でございますが、先ほども申し上げましたように、特定農地貸付法ということで、期間はどうしても5年以内ということで考えております。それで、これは5年じゃないといけないというのではなくて、1年単位で設定できます。

それから、考えておりますのは、この後、これ、もし議決していただきますと、規則等をつくるわけですが、その中でも敷地の隣にあります農大の研修科、アグリ体験塾でございますが、こことの連携をとるようにしております。それで、そこで詳しく研修を受けた方は、短期、1日から3日から1週間、10日と設定できるわけですが、そういった、1年間まで長期の期間も研修できますので、そういったところで研修をしていただき、もしよかったら移住までというふなことで考えております。

それから、地域への還元といいますか、そういったものでございますが、その規則といいますか、使用できるものは全部町内のものをお願いしたいということを訴えていくようにしております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） ほかにありませんか。

10番田辺哲夫君。

○10番（田辺哲夫君） 簡単にお聞きしますが、まず、この条例の中でいわゆる利用料と使用料という使い分けをしているわけですが、その意味というか、利用料でなぜいけないのかなという単純な質問です。

それと、今、担当課長から滞在型、日帰り型とも1区画だろうと思うわけですが、50㎡ということは今答弁の中であったわけですが、これは両方とも1区画の栽培面積というのは50㎡というとらえ方でいいのかなのか。

それと、上限4年ということになると、いわゆる永年作目、果樹等樹木の植栽というのはどうなっていくのか。「桃栗三年柿八年」言いますが、そこらが、よくあるんです。借り地、いわゆる借地に永年作目を植えて、出るときには植えっぱなしよということがよくあるわけですが、普通は4年間というとなかなか植えてから収穫までは、短期間になりますので、そこら辺の基本的な考え方はどう持たれるかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） すみません。1点目の利用料と使用料の区分けでございますが、申し訳ありませんが、これの区分けはしておりません。

それから、1区画の農地面積はすべて50㎡としております。

それから、植えたものについてでございますが、当然私どもで最初から植えておこうと考えておりますのは、各棟ごとに梅とユズは1本ずつ植えておきたいというところでございます。それと別に、入られた方が植えたいものがあれば、それは何でもかんでもというわけにいきませんので協議をさせていただいて、植えるスペースはまた構えるようにしております。花壇等も構えると。

それで、出ていくときについてでございますが、いわゆる出ていくときにはすべて撤去していただくという契約になります。それで、そうでない場合は権利を放棄してもらうと

いう契約を交わします。それで、あとの人が引き継ぐか、もし要らん場合には撤去していくということになります。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 先ほど牧野議員が質問されたことが十分に担当課長に伝わってなかったということで、助っ人で立ちましたので、よろしくお願いします。

牧野議員が最後のほうで質問したのは、車いすの身障者の方々が車いすで通路を通って行きますわね、畑に。畑に行ったときに、車いすに乗ったまんまで、いわゆる手を伸ばせば、そこで作物ができるかなと、こういう意味で、ヨーロッパのほうではそういう施設がもう既にあると。だから、そのことを、そういう特に日帰り型農園のほうに何施設か、県下初めての施設なんで、そういったのを、あらかじめ身障者も利用できるような区画を何区画か構えておいたほうが、どうでしょうかということらしいんですけどね。

それともう一つ、滞在型の農園を、そうした身障者をお持ちの方々が仮に抽せんで当たったとした場合に、当然そういったような滞在型の農園にもそういったもんを、施設として行政のほうで構えていただくことができるかなというようなことだと思いますので、まずその点をお伺いします。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 質問の意味を取り違えておりまして申し訳ありませんでした。

車いす専用の区画につきましては現在では計画しておりませんが、そういった意見につきましては今後考えてまいります。

それで、施設、いわゆるコテージでございますが、これにつきましても何カ所かは考えていきますので、またよろしくお願いします。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） それともう一点だけ、これ、私のほうからの質問ですけども。

説明書の14ページ、別表で、第11条関係で利用料金。その下に「備考」として1から7まであって、これは主に利用される方々の負担とかを、日割計算なんかも書いておりますけれども、先ほど課長の答弁の中にも、この都市型市民農園を通じて、将来的には永

住もしていただきたいということもありますし、この要旨の中にもそういったことが書いております。

それでお伺いしたいのが、こういった備考欄に入っている以外に、例えば滞在型の、抽せんになるのかどうか分かりませんが、当たった方々がやはり将来的には、究極の目的は永住していただいて農業に従事してもらうことがいいんですけれども、そういったいわゆる都市部の人とこちらの地域の住民を、いろんな交流を通じてそういった方向に行くと思うんですけれども、そういった地域との絡みということで具体的に、この条例にはないんですけれども、規則とか何とかに今後は細かく書いていくのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 交流についてでございますが、これは今議員さん言われましたように、議決後に規則として交流、イベント、地域のイベント等には極力積極的に参加することといったこと、それから、町のPRを来ていただいた方に、地域へ帰っていただいたときにはぜひそういったことも含め、PRもしていただきたいという願いもございます。そういったところで、地域の行事には積極的に参加していただくということを規則でも設けていきたいというふうに考えております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 申し訳ありません。

先ほど田辺哲夫議員さんの質問で、使用料と利用料というふうなところで、私、特に区別してないと答えましたが、直営の場合は使用料、指定管理の場合には利用料として区別をしております。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第116号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１１６号四万十町滞在型市民農園条例の制定についてを採決します。

この表決は挙手により行います。

議案第１１６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１１６号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第２ 議案第１１７号四万十町保育所条例の一部を改正する条例について、日程第３ 議案第１１８号四万十町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について、日程第４ 議案第１１９号四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について、日程第５ 議案第１２０号四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について、以上議案第１１７号から議案第１２０号までの４議案を一括議題とします。

この４議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第１１７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１１７号四万十町保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第１１７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１１７号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１１８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１１８号四万十町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第１１８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１１８号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１１９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１１９号四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第１１９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１１９号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１２０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１２０号四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例に

ついてを採決します。

議案第120号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第6 議案第121号平成21年度四万十町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番岡峯久雄君。

○2 番（岡峯久雄君） 一般会計予算資料でお願いしたいと思います。

7 ページです。農業土木災害補助分についてですが、これで何件の申請があつて、51 件が査定決定されたのか。また、この農地災害はわかりますが、施設災害、その内容についても伺います。

それから同じページで、農業土木災害の単独分です。台風9号による補助災害に該当しない小災害ということですが、これも申請件数と査定で決定をした件数を伺いたいと思います。

それから8 ページ。公共土木災害の補助分ですが、これも何件申請があつて147 件を査定決定をされたのか。また、道路災害についての内容といいますか、道路の区分、それについても伺います。

それから同じページで、公共土木災害の単独分でも申請件数と査定決定した件数について、それぞれ伺いたいと思います。

○議長（山岡義正君） 林産業建設課長。

○十和産業建設課長（林久須男君） この質問に対しまして、7 ページの農業土木単独分についてちょっと説明させていただきます。

この農業土木単独分につきましては、9月の時点で工事費として計上していたものでして、これを補助金にかえて、変更するものです。

実は、大半が十和の分が対象となっております。先ほど言いました件数でございます

が、十和の分につきましては、現在４８件小災で上がってきております。その中で１８件が見積もりが出てきておりまして、その金額が約２６０万前後となっております。それで、一件当たりの件数の単価でございますが、約平均１５万程度となっております。また、残り３０件があるわけですが、まだ見積もり等が出てきてないわけですが、大体３０万、一件３０万ぐらいになりゃあせんかということで計算をしております。そういうことで、十和の分につきましては一応８０％を補助するという形ですので、その金額に８０％……、すみません、工事費で上げておりましたが、一応８０％を補助するという形で計算をさせていただいて、今回の補正としております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 災害の申請件数と、決定件数の額ということで。すみません、ちょっと今、手持ちで資料をここへ持ってきてないもので、後でお答えさせていただくということです。

（２番岡峯久雄君「この施設災害の内容とかわからんが」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 農業土木災害の分の施設災害の中身ということですが、施設災害については、用水路、それで頭首工、農道が施設災害です。それで、農地、田んぼの田面災については農地災ということで、分けとしてはその４通りです。

（２番岡峯久雄君「道路の区分について。公共土木」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） どうも申し訳ないです。

公共災のほうについては、道路災と河川災、それから区分の、道路災、河川災が２つの区分です。農災については先ほど言いましたようなこと、中身については。

道路災についての中身の内容につきましては、山どめの崩壊、もしくは路側、路肩の決壊については道路災として災害復旧の対象になり、申請し、採択受けたものはあります。それで河川災につきましては、当然河川の護岸です。

○議長（山岡義正君） ２番岡峯久雄君。

○２番（岡峯久雄君） どうも申請件数の割に、特に単独分についてはまだそんなはっきりしてない部分があるみたいですけども、どうもいろいろと話を聞く中では、申請件数の

割にどうも補助対象にならなかった箇所も結構あるように思うがですけども。それは例えばここで農業土木の災害の単独分と公共土木の補助分ですよ、それで減額をされてますよね。その理由についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 林産業建設課長。

○十和産業建設課長（林久須男君） お答えします。

農業土木の単災分の減額ですけども、先ほど言いましたように、9月の時点で工事費として上げておりましたので、一応工事費は、うちが発注して工事を行って、その分の一応80%は補助しますけども、20%は負担金でもらうよという形で上げておりました。それを補助分に、80%の補助という形に変えましたので、その負担金分447万4,000円、その負担金分の減額と、あと80%の補助ですので、あとの20%を減額した分の補助金という形で上げております。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 農業土木及び公共土木の減額分についてということですが、結局、災害査定申請時におきましては、どうしても町といたしましては極力余計、余計というか多目に、当然地元の方の要望もありまして、壊れちゅう部分の前後、上下流含めて厚目な申請はやっちゅうわけです。そうして災害査定、国のほうから来て受けるわけですが、その中で、やはり国の方もその町の申請に対して延長なり、その希望を、どうしても補助金が絡みますんで、うちの申請どおりの採択とならんわけで、その間、災害査定結果によりまして、一応決定が出ましたんで、今回の12月補正におきましては、その決定額に基づいて工事はこれから実施する、今もやっていますが、どうしても多目の申請から減額になったと、査定決定で、その分に伴う減額補正を計上させていただいております。

○議長（山岡義正君） 2番岡峯久雄君。

○2番（岡峯久雄君） その申請、先ほども言いました申請件数があつたけども、例えば補助対象にならんかったというのもやっぱり結構あるがですよ。と思うがですが、例えばこれからその補助対象にならなかった箇所、それとか高齢化とかいろんな負担金の問題で、自分でなかなか復旧できない場合、それとか、また、そういった場合に特に心配されるのは、そういう箇所については耕作放棄地になりかねないかなと心配する点もあります。

例えば結構十和地域というのは、大正地域もですけども、農地というのは結構石積みが多いわけで、例えばその足元が水に洗われて崩れそうな状態にあるけれども、まだ崩れて

ないから対象にならないとか、今回の９号台風でかなりの打撃を受けて、二次災害といいましょうか、そういう受けそうな地点。それはなかなか対象にならんということ、崩れんとならんということでしょうけれども、大きな災害になる前に、こういった場合の今後の対応、現地を見られていると思いますんで、そういった場合の対応はどういうふうを考えておられるのかを伺います。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 現地におきまして、角がちょっと石積みがのいて、まだ全体的には崩れてないという状況の現場、確かにあります。その場合、その施設、河川の場合でしたら護岸、農地の場合でしたら田んぼの畦畔、岸、その分の石積みなんかが、それで下側だけ石がのいて全部は崩れてないと。そういうもんにつきましては、盛っちゅう畦畔の石積みとか河川の護岸について、その機能、結局崩れてはないですけど、その機能についてまだどうかというのが国の判断の基準です。

町といたしましては、そういう部分についてはうちは直接見まして、申請は当然地元の受益者おりますんで、受益者のほうの要望に合うような申請の方法をうちはします。当然災害査定のほうの申請いたしまして、それで、災害決定につきましては国の査定官、公共土木でありましたら国交省の査定官と財務省の立会官が来て決めてくれるわけですが、当然それで石がまだ崩れてなくても、町といたしましては全面的に地元の要望かなうような申請の仕方で現在はやっております。

それがもし災害査定で採択にならなかった場合は、当然今年もありましたですけど、うちの単独災ということで小災のほうで対応をする計画というか、今やっております。今後もしそのつもりで考えております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

２３番宮地章一君。

○２３番（宮地章一君） 私は補正説明資料のページ３４ページ。

（「予算書じゃない」と呼ぶ者あり）

予算書の３４ページの６款農林水産業費の１５節、１９節について若干お尋ねしたいと思います。

１５節では、江師の園芸作物の実験場整備工事費、それから集出荷場の建設工事費が上がっております。それから１９節で地産外消支援事業の補助金が上げられておるわけですが、これについての詳細な中身のご説明を願いたいと思います。内訳です。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） それでは、23番議員さんのご質問に対してお答えをしたいというふうに思います。

ページ34ページ、6款1項の15節、256万5,000円の中の江師園芸作物実験場整備工事費126万5,000円と江師農林水産物出荷加工場の建設工事費130万円についてでございます。

それにつきましてですが、このまず1点目の江師農林水産物の集荷加工場の整備工事なんです、現在建設を進めておりまして、今議会でも設備機器の工事請負に対しての議案も提出しておりますが、その施設におきまして、当初計画では鉄骨2階建てというふうな計画で上げておりまして、7月の補正予算でもその内容での予算を計上しておりました。それ以降、県と協議をする中で、建設場所の敷地等も割合広くありますので、木造という県の指導等もございましたので、設計変更をすることになりました。それによりまして、実際建築に対してコンサルタントのほうに委託をして、積み上げ等で積算をした結果、工事費のほうはかなり増加をしました。その関係で、当初計画に掲げておりました取水施設工事費等が不足をいたしましたために増額をしたものでございます。

それと、前後しますが、江師園芸作物実験場の整備工事でございますが、実験場の用地の中に石積みがございます。これ、昭和の40年代ぐらいだと思いますが、旧営林署の苗畑がございました。その石積みでございまして、かなり40年以降経過する中で、石積みのほうが石が落ちたりしまして、隣接する民地の農地に迷惑をかけております。そういったもので、その復旧をしたいということがございます。

それともう一点が、そのちょうど横にある、これも旧堆肥舎がございまして、それも老朽化等で瓦がはげ落ちて、最近でも瓦が落ちて、そこがちょうどウェル花夢の人たちが川におりる道にもなっております、そういったときに危険だということでございまして、今回取り壊していただきたいということでの取り壊し費用でございます。石積みの補修が100万円と旧堆肥舎の取り壊しが26万5,000円、計126万5,000円となっております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 私のほうから19節の地産外消の内訳について答弁させていただきます。

今回の補正につきましては、2月に東京で行われます菱食でございますが、流通センターで行われます展示販売会への出展でございます、今回は香り米とサトイモ、これに集中してやっていくというところで、四万十町のブースを設けていただけるという話でございます。

それで、今、東京ビッグサイトや東急たまプラーザの展示、湘南PR活動の実施、それから関西、中国、四国ローソンセミナー等での展示と商談、PR活動や農林水産物の試供品の提供等に取り組んでいくということでございます。

また今回の補正につきましては、夏に現地入りして、来ていただいて見ていただいたところではありますが、北海道の菱食、札幌の生協等によって具体的に商談に入りたいと、扱いたいという話がありまして、今回の補正ではそういった面の補助も入っております。これは先ほども申し上げましたように、今回はサトイモと香り米等扱いたいということでございまして、それでございます。

このサトイモにつきましては、今まで生産者が捨てておりました、売り物にならなかった親芋、これを6トン窪川地域から持っていくということでございます。それと、あと地元でも3トンほど構えるというところでございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） この事業については、非常に今本町が取り組んでいかなければならぬ非常に重要な課題の1つであるというふうに思っております。特に本町の場合、一次産業、一次生産だけで終わることが非常に多いわけですが、今最も求められておるのは農業の六次産業化。いわゆる生産をして加工して販売をしていくということが非常に大事であろうと思っておりますので、今回のこの江師におけます農林水産物の集出荷、あるいは加工場というのは、非常に今後の本町の1つの起点になるというふうに考えておるわけでございます。

ただ、先般の一般質問にもございましたように、その取り組み方、あるいは取り組む姿勢というのは非常に大事になってくるというふうに思っております。

今、答弁いただきました地産外消支援事業におきましても、いわゆる販促活動、いわゆる販売促進活動でございますので、施設をつくと同時に、あるいはそれを一步、二歩前へ進めていかなければならぬ事業であるということで、非常に重要には考えております。結構費用的にはこの大きい金額が出されておりますが、当然販促活動を続けていくという

ことの上においてはお金も要りますし、人も要りますし、ものも要ります。それと、地道に努力を続けていくということによって四万十町のブランドをつくっていく、あるいは消費者に四万十町の品物を認めていただくというふうなことに繋がっていこうかと思っておりますので、これ、大事にこの事業については取り組んでいただきたいというふうに思っております。

特にこの四万十町窪川地域におきましては、大規模農家と言いますか、いう農家が多いわけで、系統出荷、あるいは市場流通というものが当然大事になってくるわけですが、現在の農家の高齢化、いわゆる6割近い農家だけ見てみますと、高齢化率になっております。あるいは婦人が中心の農業というものを見たときには、どうしてもその生産されたものに付加価値をつけて有利に販売していくということが非常に大事であろうと思っておりますし、今回、大正・十和地域が中心になるわけですが、この事業を取り上げるということは、本当に私は大事であるというふうにとらえておるところでございます。

ただ、アンテナショップにしましても販促活動にいたしましても、いいものをいい形でいい人が売っていくという取り組みがないと、下手をすればマイナスになる要素が出てくるわけですので、大事にこの事業を取り上げていただきたいというふうに考えております。

今回、若干聞きましたところ、販促活動を行っていく場所、東京あるいは神戸、大阪、北海道ということになっておるわけですが、相手方は非常に素晴らしいと言いますか、今、課長の話にもありましたように菱食ということでございますが、これは三菱商事系のいわゆる日本では全国一という商品を扱っておる業者でございますので、十分に対応を誤らないような販促活動をしていただきたい。また、県内におきましてもサニーマートを中心にデリッシュ等々、非常に販売の強い相手方との販売促進になるということを聞いておりますので、大事にしてこの事業に当たっていただきたいということを注文をつけて、質問とさせていただきますと思います。

○議長（山岡義正君） 7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） 関連をして質疑をしたいと思いますが。

ページ34ページの地産外消支援事業の補助金についてであります。今、宮地議員のほうからも言われたように、重要な事業であるということは認識をしているところであります。今回のこの試験事業について、もう少し内容について知っておきたいというふうに思います。そういう中での質問であります。

この事業については、今、大体の中身はわかっているわけですが、さらにこういった団体、あるいは協議会等が対象になっていくのか、その辺についての中身を少し教えていただきたいというふうに思います。そして、そういった団体が既に決定をしているのかどうか、その辺も含めて回答していただきたいというふうに思います。

それと、中身についてももう少し計画表を、わかっている範囲の中でお教えをしていただきたいというふうに思います。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 地産外消の中の内容で、どのような団体、協議会かということでございますが、その協議会の構成委員といたしましては、大正町森林組合、高知県ふるさと回帰支援センター、四万十町の農家めぐりショップ四万十、農業生産組合四万十P o t、企業組合興津漁協四万十マヒマヒ丸、それから農家代表も入っております。それから協力団体といたしましては、先ほど言いましたふるさと回帰支援センター、テレビ高知、四万十町、それから高知県立の農業実践大学校研修課、それから株式会社福美人、サニーマート、デリッシュ、豆蔵等が協力団体として入っております。

それから、この事業の中身でございますが、これは先ほども一部申し上げましたが、まず展示会及び相談会でございますが、これは来年の2月に菱食が東京の流通センターで行う展示販売会へ四万十町のブースとして設けていただけるということで、それに先ほど言いました香り米、サトイモコロッケ試作品等をやります。それに対する現地のアルバイト料等、それから旅費、これは今回の2月に行く旅費でございます。それから備品借り上げ料、これは冷凍ストッカー、フライヤー、机・いす等でございます。それから商品の輸送料でございます、これは1コンテナ600キログラムのコンテナを2コンテナ使うと。それから米袋のデザイン料、これも一式入っております。それから印刷製本費といたしまして2キロ、5キロの袋を各1,000枚、それから消耗品といたしまして、見本品等発送用の箱、それから送料のサンプル。原材料費といたしまして、見本品用の香り米2キロ入り100個、サトイモ1キロ入り100個等でございます、この100個につきましては、香り米は2キロ入りで、先ほど言いました、やりますが、サトイモにつきましては1.5次加工したもの、皮をむいてボイルしたもので、そのまま煮炊きできるものでございまして、これを持っていきます。

それからもう一つ、先ほどの、さきの質問でも申し上げました関東、関西、北海道等への旅費といったものがございます。それがすべてでございます。

○議長（山岡義正君） 7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） それぞれの各種の団体等々が今回の事業には参加をしているというふうな印象を受けるわけですが、その中で今回は米、香り米ですか、その辺を中心に販売をしていくということで、デザイン料が10万と、それから印刷料が75万とかいう形で出ております。

そういう中で、なぜ今回について香り米、サトイモを重点的に取り組むような状況になっているのか、その辺も若干教えていただきたいというふうに思います。

それと、県外商談会ということで5回今後組まれているようですが、これは、こういった大々的な形でやるには、金額が25万という、5回の25万ということで少ないです。これは代表者だれかが行って商談をしていくのか、その辺と、合計で300万余りの中で、210万が今回補助という形で出ております。そういう中で、先ほども宮地議員からも言われましたが、非常にこの事業については重要な意味を持っておるというふうに私も認識をしております。それから下元議員の一般質問の中でもありましたように、費用対効果がどうなのかといったことも含めて検証をしていかななくてはならない部分が、前回の質問でも指摘をされておりました。そういう中での今回のこういう予算の組み方が出ておりますが、その辺も含めて、課長としての思いというか、そういう認識をもう一度ここでお示しをしていただきたいなというふうに思います。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） お答えいたします。

まず、1点目の香り米とサトイモを重点的に行うかというところでございますが、米にしましては、菱食のほうは米が弱いところであるということで、ぜひやりたいということでございまして、通常の米と香り米を試食してもらって、さらに菱食の社員全体で試食してもらいました。そうすると、やはりにおいが、香りが好きな方、それから香りがいけない方、これが50%50%ということでございますが、これはぜひともやりたいという話がありますので、今回これをやるということでございます。

それからサトイモでございますが、これ、サトイモコロッケ、前回の松山でも好評でございましたけれども、これも評判がよくて、これも扱ってみたいということで商談会へ持っていくということでございます。

商談会の5回は代表が行くのかということでございますが、1回5万円程度の旅費を見込んでおりまして、それで5回、1名分でございます。やはり代表が行くようになると思

います。

それから費用対効果でございますが、これは行つてすぐに全量売れるというふうになるとは考えておりません。徐々に徐々に拡大していくというところでございまして、この町内の産地にいたしましても、そういったところで増えていくにつれ、窪川地域あるいは十和地域、それぞれ今までの扱いの中ではそういった広がりも見せております。窪川地域では現在サトイモ以外に7品目が行つておるようございまして、全部でサトイモ入れまして7品目です。そういった広がりも出ておりますし、興津におきましてはマヒマヒ丸も参加しておるというところでございます。

それから費用対効果ですが、そういったことで、1回で全部ペイできるとは考えておりません。そのような取り組み、活動の中で全町に広がって、農業者の所得も増えていくという考えでおります。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） わかりました。

今回については試食もしながら、一応販売をしていくというふうなことになるのかなというふうに思います。そういう中で、前回も指摘のありましたような、やはり四万十町のブランドとして指摘を受けないような状況をきちっとつくり上げて、今回の事業には取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） またまた関連で34ページを。19節。

今ずっと聞いておりまして、もう一度確認の意味で、課長の答弁の中、この210万の補助金の中で、関東、関西、北海道への視察が含まれているというふうに聞いたんですけども、2月の東京での菱食のブースに対するいろんな経費、これはわかりますけれども、これに、橋本議員のほうからも、聞いたかどうかちょっとこちらで調べ物をしておりましたのでちょっと確認できませんので。当地での、東京でのアルバイト代、それから旅費、備品の借り上げ、輸送、もろもろデザイン、印刷料とか言われましたけれども、四万十町からだれが何人、どういった方々がこのビッグサイト、展示会に行かれるのか。多分もうわかっていると思うんで、行かれる方々のメンバーをお聞かせください。

協力団体はわかりました。

それから、先ほど言った関東、関西、北海道の視察。これは何のために視察に行くのか、また、どういった方々が、行政だけで行くのか、だれが行くのか、この点についてもわかりませんので、わかっておればお示してください。

そして、先ほどから言っております四万十の香り米を菱食さんのほうでもぜひ取り上げていきたいということですが、課長答弁の中にもありましたけれども、特に関東のほうはにおいが入ったお米を、はっきり言って50%50%という答弁がありましたけれども、好き嫌いがはっきりしておりまして、これまでの大体関東でのあれば、においのないものが、やっぱり東北のコシヒカリがほとんどシェアを占めておりますけれども、この香り米ということのを売って菱食さんは売のかなと思うんですが、これは当然こちらでの、四万十の香り米となりますと十和錦が入ろうかなと思いますけれども、このブレンドの割合は、せんだっての試食していただいたときの割合はどのぐらいで食べていただいたのか、お伺いをします。まず、この34ページについては以上の点をまずお伺いします。

そして、17ページ。総務費の5款のケーブルシステムの管理運営費の中に、わずかではありますけれども、使用料及び賃借料の中で音楽使用料が29万。これ、何かなと思ってあれしたんですけれども、多分著作権の関係でお金を払うのかなと思いますけれども、これはケーブルでいわゆるシステムを運用するときに流す音楽に係る著作権が年間このぐらい要るのかなということをちょっと思いましたので、確認の意味でこの点について答弁をいただきたいと思います。

それからもう一点。説明書の4ページ。一般廃棄物収集拠点整備事業ですが、これの概要を見ますと、NPO法人四万十町環境・雇用創出協会が事務所を、旧窪川が以前利用しておりました秋丸のごみ焼却場跡に、ここにこのNPO法人の拠点とするというために、今回は171万7,000円ですが、来年は1,300万と予定されておりますけれども。

このNPO法人は、私、覚えている範囲内では、天ノ川にあります銀河。この隣接の町有地に、町有地だったと思うんですが、ここに基礎をやった段階で事業がとまっております。これ、どうして、私どもから見ると、あそこの銀河に隣接したあそこが、跡地もあるし一番いいと思うんですが、どういった理由であそこが工事がとまって、今回秋丸のほうに移るようになったのか、その理由をお聞かせください。まず1回目です。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） お答えします。

この今回の事業で商談に行くメンバーでございますが、これはまた協議会のほうで決めるようになっておるようでございます。

それから、関東、関西、北海道への視察と言われましたけども、これは視察ではなくて商談に行くようになっております。現在、先ほど言いました北海道の菱食の支社、それから札幌生協等も現場へ来ておりまして、現地も確認して、次は商談に来てくださいということでございますので、そういったところ。それから関西におきましては、関西のローソン系列、そういったところ、それから関東も、今まで進めておりますところへの商談でございます。そういったところでこの計画をしております。

それから香り米のお米の比率でございますが、これは通常の1割で行くか、ちょっと減すか、そこはまだ考えておるようでございます。それと、米につきましては、事業が進んでいきますと玄米で出すと聞いております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 岡本十和総合支所長。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） それでは、私のほうから予算書17ページ、総務費の中の音楽使用料につきましてご説明を申し上げたいと思います。

この音楽使用料につきましては、ケーブルテレビに関係する著作権料でございまして、この著作権につきましては、過去テレビの放送局が支払っているということで、その電波を受けて流しておるケーブルテレビについては支払い義務はないのではないかとということで訴訟が起きておりました。が、これは平成18年10月に結審をしまして、支払い義務が確定しましたので、平成19年度にCS放送自主放送著作権料につきましては過去にさかのぼって支払いをしておりました。

この著作権料につきましては、BS地上波著作権料とCS自主放送著作権料と両方ありまして、その中のもう一つでありますBSの地上波著作権料の協議が整いまして、今回契約をして支払おうとするものでございます。

この著作権料につきましては、前年度の使用料、収入料から算定をされますので、次の年に徴収、支払いすることになりまして、その金額につきましては、十和地域につきましては年間約700万ぐらいの収入でしたので、約1割の7万円前後を著作権料として支払うこととなっております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 山協環境課長。

○環境課長（山協一生君） お答えいたします。

銀河の隣接地へNPOの事務所を建設するというものが、基礎をやった時点で中断したと。その理由についてのお尋ねについてお答えします。

今年3月30日にNPOと、4月、21年の収集業務についての契約の話がまとまりまして、その後、事務所用地についての協議も行ってきたところです。

それで、4月22日にNPOのほうから申請が出てきまして、4月30日付で銀河の隣接地の用地についての許可を行ったところです。

そして、町としましては、5月12日に天ノ川集落、それから立西地区のごみ処理施設対策委員会、こちらのほうへNPOの事務所が建設されるということになったといったような文書でのお知らせをしたところでございます。

そうしたことにつきまして、立西地区のごみ処理施設の対策委員会と銀河のほうで、町のほうで、町が新たな施設を建設する場合、今、「大規模な改修等を行う場合については協議を行う」という文言がありまして、今回の場合は大規模なものに当たらないと。まして、また町の施設でなく、NPOの施設というような私のちょっと考え方もありまして、天の川としましては、そういったものについてもやはり事前に協議をしていただきたいということがございました。それで5月20日の日に1回目の会を持ちまして、そういったことへのお詫びと、事務所が来ることによりますそういった影響、そういったことについても十分ご説明を申し上げまして、理解を得たいということでお願いをしたところでございますが、なかなかそれについて了解が得られないということがございました。

そうして、6月11日に2回目の会をさせていただきまして、そういった中で、前回に引き続いてご説明する中で、事務所が来ることによる影響、そういったものについては一定理解をいただきまして、何とか了解は得られるんじゃないかということではございましたが、結果的にやはり事務所については当初のいきさつ、事前の協議という部分でどうしても納得が得られないということで断念をせざるを得なかったというような経過でございます。

ここで、本件で上げております秋丸地区ということにつきましては、NPOとも協議しまして了解を得れないということを受けまして、8月23日に秋丸集落へ赴きまして、集落の方にも説明をし、それから中山間の農事組合の関係も当然地区民としておられますの

で、そういった方にもご説明をし、一定了解を得たということで今回の計画を上げております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） NPO法人の秋丸への移転はよくわかりました。

結局は行政側で考えていた大規模な新たな関係、関連した施設をつくるものではないからいいんじゃないかなと思うて着手したが、地元からの事前協議への話し合いがなかったと。そういうことで何回か話し合いしたけども、別の秋丸へ移ると、こういうことですね。はい、わかりました。

それと、予算書の17ページ。著作権ということで理解しました。ありがとうございます。

34ページの地産外消の件ですけれども、関東、関西、北海道、これは視察じゃなくて商談に行くということですので理解をしました。ぜひいい商談になるようお願いをしたいと思いますし、また、先ほど宮地議員も質問されておりましたけれども、きちんとした方々に、こういったお米、あるいはサトイモを含め7品種ということでございますけれども、きちんとした団体、品質のよいものを間違いなく、相手が大きいところで、一度トラブルと、あれしますと大変なイメージダウンになって、これ、全国に知れ渡りますので、そこあたりを重々に協議されて取り組んでいくようお願いして、答弁は要りません、私の質問は終わります。

○議長（山岡義正君） 質疑の途中ですが、11時10分まで休憩をします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど建設課長のほうから答弁が抜かっておりましたので、答弁を求めます。

佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 先ほど、岡峯議員さんのほうからご質問いただいております災害の件数と、申請額と決定額の件ですが、平成21年度分のまず農災のほうについては、申請件数が50件、農地25件、施設25件、計50件の申請をいたしまして、申請額が1億876万円。それに対する災害査定決定額が1億1,368万6,000円。農災につきましては増額になりました。

中身については、十和地域における農道災におきまして、本町といたしましては標準工法の申請をしておりましたが、災害査定におきまして標準工法でなく、ちょっと特殊工法で採択を受けた関係で、農災につきましては増額になりました。

続いて、公共災です。公共災は、申請件数が118件、合計件数が147件です。内訳といたしまして、河川118件、道路が29件になってます。申請額が4億3,164万1,000円に対しまして、査定決定金額が4億1,139万7,000円と、公共災におきましては本町の申請額より決定額のほうが下がった結果となりました。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） 簡単に3点ほど伺います。

ページ23、福祉タクシー借上料113万2,000円が計上されております。現在、状況を伺いたいと思いますが、該当者とか、現在どういうふうな状況で、料金の払いとかその区域とか期限とかいうその辺の状況を伺いたいと思います。

ページ44、土木費、がけ崩れ防止対策工事費は60万が計上されております。これはどのくらいの、何件かを伺いますが。きのうも地震があったわけで、それほど、地震も、これは危ないところがたくさんあるわけですが、その辺を伺います。

57ページの180万円の公用車購入は、どういった車を買うのか、購入の方法とかを伺いたいと思います。

以上3点であります。

○議長（山岡義正君） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 澄子君） 福祉タクシーにつきましてお答え申し上げます。

福祉タクシーにつきましては年度ごとに申請をいただいて決定をしておるものですが、今年度、現在のところ、539人の方から申請があっております。1年間で12枚、計お一人当たり6,000円となっておりますが、興津地区等20キロ、庁舎から10キロ以上の場合につきましては倍額の助成をしております。この関係で、現在まで、4月から9月末までの借り上げに対する支払い額が163万円となっておりまして、今後、現在発行しておりますタクシー券につきまして不足が生じましたので、今回、申し訳ありません、発行枚数に応じた予算額を補正で上げさせていただいております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） ページ44ページのがけ崩れの件ですが、560万、はい、追加増額補正ということで、9月中ごろの豪雨、雨がありまして、本町床鍋地域におきまして住家の裏が崩れ、その分の計上が560万円ということです。

それから、ページ57ページの公用車購入費180万ですが、これが当然、うち建設課の公用車については、災害現場等へ工事発注後にも打ち合わせや立会にたびたび当然行きます。そのため、通常舗装路が一般的ではありますが、どうしても災害現場の近まで乗っていきたいということで、かなり悪路の走行しておりますので傷みも激しく、雪が降ったときは凍結防止剤も積んで散布に使用もしゅう関係がありまして、本年度の災害分の事務費を使いまして更新し、入れ替えていくのが一番ベストやないかと考えて2台分計上させていただきます。十和1台、本庁1台という考えで今のところ考えております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） タクシーの件ですが、1点目ですが、以前に、この地域範囲がどの範囲かということもさっき伺ったんですが、人の話によると、このタクシーの範囲は旧窪川地区で、十和・大正のほうには再々ないというような話を聞いたもので、今、公平の面でもちょっと疑問を感じたわけで、全体に公平に、四万十町内全域にこういうことをやっておるのかをちょっと確認したいと思います。

それから、がけ崩れなんですけども、先ほども言ったように地震が今から来るんじゃないかというような、それはあるわけですが、裏に山があるとか、そういったいろんな危険なところはいっぱいあるわけで、今、申請というか要望というか、そういったことは何カ所ぐらいの申請とか要望とかいうものがあるのか伺います。

それから公用車の件ですが、この購入に当たっては、どのような方法で購入するのかを伺いたいと思います。

○議長（山岡義正君） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 澄子君） 議員さんおっしゃられますように、この福祉タクシーの現在の適用は窪川地区のみとなっております。合併の協議の際に、窪川地区のみが福祉タクシーのこの事業を実施しておりまして、十和・大正地域におきましては医療機関等への送迎を、申し訳ありません、ちょっと事業名を忘れましたがけれども……。

（「外出」と呼ぶ者あり）

外出支援事業でございます、そちらのほうで行ってございました。そういう関係がありまして、十和・大正地域については外出支援のほうを今後も続けていきたいという、地域性もありましてタクシー会社も少ないというところもあってかと思いますが、そういう形で外出支援事業を継続してやっております。窪川につきましては外出支援という事業は行っておりませんで、福祉タクシーの継続という形で、その後、合併してから検討を加えるという形で協議がされた経緯があります。

その後、内容検討もいたしておりましたけれども、公共交通等の絡みもどうなるかというところで、現在もずっとその当初の状況で継続してやっておるというのが現状でございます。ただ、やっぱり地域差があるということで、なお今後も対応検討をいたしまして、そういう差がないようなサービスにしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○佐竹建設課長（佐竹一夫君） がけの件ですが、がけ崩れの場合は当然本人申請と、当然負担金も絡みますんで、本人から申請ありましたら、町といたしましては全部、全件県のほうに、県単補助ももらわないかん関係ありまして、住民からの要望はすべて県のほうにうちも申請は上げております。

件数につきましては、ちょっと手持ち、また資料がないもので、たしか10件ぐらいやなかったかと、今の段階で思っておりますが。

それと、災害分の補助で買う公用車の分ですが、当然、公用車ですが、一応荷物なんかも積む関係ありまして、軽4の箱バンで、町内自動車屋さんとの間での随契を考えております、購入方法といたしましては。

以上です。

○議長（山岡義正君） 11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） 2番目のがけ崩れなんですけども、個人負担は急傾斜とがけ崩れでは何%ずつなっておりますか。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） がけの場合、ちょっと事情がありまして、実際裏山が崩れて家、住家ですね、物置とか車庫なんかの裏が崩れて家へ来た場合は一応県の補助もないわけです。当然住家に対して家の裏の土砂が来た場合は災害という申請ができます。その場合は今10%でした、確か地元負担工事ですね。それで、崩れそうなという申請もできる

わけです。崩れそうな危険な状態であるからという申請を本人から受けましたら、うちが一応調査いたしまして、申請可能かどうかの判断は役場のほうがいたしますが、その要望いうので申請いたしますと、たしか地元個人の負担は20%というのが今の……。

（「25」と呼ぶ者あり）

25。間違いました。25ということで、今、四万十町は対応させていただいております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 2点くらいお伺いをいたします。

予算資料の6ページですが、全国瞬時警報システムについてですが、これについては今回初めて上がってきております。この内容についてのご説明をお願いいたします。

そして、予算資料の17ページ。これの下の端のカーブミラーの購入費、これが39万7,000円減額になっておりますけれども、どういう意味でこの減額になったのか。この2点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 永井総務課長。

○総務課長（永井立一君） ご質問のJ-A L E R Tの関係でご説明します。

この内容につきましては、お手元の予算資料の中にも書いておりますが、まずこのシステムそのものは、まず気象庁が高知県で4カ所P波、地震波をP波と言うそうですが、これを感知する場所を4カ所県内に設置しております。室戸市、香美市、それから大正中津川、土佐清水市、この4カ所ですが、大正中津川については今現在故障しているということです。

そういったところで、この設置場所で震度を予測するわけです。地震が来るというP波を感知して、それから消防庁へ連絡が行き、消防庁から衛星を通じて各自治体へ通知というか、情報が送信されるということで、先日の地震においてもJ-A L E R Tが起動したという状況です。

これについては、今回、高知県34市町村あるわけですが、高知市を除く市町村が今回国の補助をもらって導入するということになっております。これは四万十町におきましてはケーブルテレビを活用した屋外告知システムですか、それを通じて放送というか告知されますが、ケーブルテレビのないところにつきましては防災行政無線、これが自動起動されて地震の発生を知らせるというような内容になっております。

それから、カーブミラーについては財政担当班長のほうでお答えさせていただきます。

○議長（山岡義正君） 山脇財政班長。

○総務課財政班長（山脇光章君） カーブミラーの購入ですが、当初に毎年ですが60万円程度組んでおります。今回7月の補正で経済対策の交付金ということで90万円を追加して、合計150万円を計上しておりました。それで、各常会なりお知らせをし、申請を受けつけた実績に基づいて、今回減額をさせていただきました。

なお、当初の60万はそのままありますので、なお予備的なものも含めて現在まだ予算は残っておりますので、今回、交付金見合い分の減額ということでさせていただきましたのでご了解をお願いします。

○議長（山岡義正君） 15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 全国瞬時警報システム、聞くとによると中津川にあるのについては現在故障中ということでございましたが、きのうも地震がありまして、大変地震が心配をせられるところであります。それで全国でも南海地震、また東海地震、これらについてのことも今後予想せられております。それで、これらについて早急に改修をしてやっていただきたい。

それと、カーブミラーでございますけれども、この四万十町には町道が大変まだ改良もおくれておりまして、カーブ等も多くあります。それで、そこの中にもカーブミラーがついているわけでございますけれども、以前につけた古い型、大変小さいカーブミラーがついておるところがたくさんあります。それらについてはなかなか見にくいというか、対向車の発見がちょっとおくれるというようなこともあって、事故にもつながるというようなことも多々あるかと思えます。これらについて、古いそういう形については、最近は大変大きな立派なカーブミラーができておるようでございますので、そこらあたりについての今後の取り組み、町として取りかえていくというような考えがないか、これについて伺いたいします。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） カーブミラーの件ですが、四万十町内かなりの町道を持つちゅうわけで、日ごろからパトロール的なものは通常、日常やっております。

しかしながら、カーブミラーの点検その他まで今の現在至っておりませんが、今後は当然古くてもう見えん小さいのについては更新していきたいと考えております。また、調査そのものはまだこれからやろうと考えておりますので。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） 1点だけお伺いします。後に控えておりますのでできるだけ簡単に行きますが。

39ページのリバーパークの100万円、委託料。この施設、非常に私、通るたびに考えるわけですが、あんまり人が利用してないのではないかというふうに思います。大体、年間の利用の利用者数はどのぐらいいるのか、現時点で。

それと、この目指す方向。これ、今後例えばどういうふうに維持管理、公園をしていくのか。この利用の方向性が見えないといいますか、大体公園というのはそういう形で取り組まれておりますけれども。ただ、道の駅からあそこへ、リバーパークのほうへ行くにしても、全然案内とかそんなもんも僕は見たような記憶がないわけです。それで、例えば外からの人を呼び込むにしても、全然どこへどういうふうにしていいのかさっぱりわからんような状況の中で、どんどんお金をつぎ込んでいっても人が来るのかどうかですね。公園を利用するのかどうかというようなところを含めて、この計画性というものがないと、将来的な利用にはつながらないのではないかというふうに思いまして質疑をさせていただいたというふうに。どういう方向性で今後利用していくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） それでは、ページ39ページのリバーパーク轟の植樹の造成整備委託に関するご質問に対してお答えをしたいと思います。

この施設はキャンプ場でございますが、当初は、キャンプがかなり流行していることで、夏ぐらい、夏場にはかなりテントの花が咲くほど交流人口はありました。ただ、旧大正町では新たにウェル花夢なんかができた関係で、若干その入り込み人口は減っております。その人数、利用者についてはちょっと今日は手元に持ってきておりませんが、逐一年度の実績報告等では掲載しておりますが、今日は持って来ておりません、すみません。

それと、現在の利用状況ということでご質問ですが、私どもとしまして、その点については十分今後の課題として取り組まないかんということで思っておりまして、今年度、リバーパークを含めました轟公園とか道の駅のことを活用検討するということで、道の駅の四万十大正再生検討委員会というものを設置して、今検討しているところでございまし

て、その中で、意見としまして桜を植えて、国道からぱっと見たときに春は桜並木が、四万十、国道３８１号線沿いにも桜を植えておるので、四万十街道という取り組みもしております。そういった流れをくんで、対岸の一部を利用させていただいて桜を植えてはどうかというご意見もございました。

それと、区長会とか、また地域審議会等でも昨年ご意見等を承りまして、その方向で進めていくことも了承されております。

それと、１１月３０日にも地域審議会にその点についても諮問して、承認されまして、答申も出されておりました、そのされたためにこの取り組みをしたいということで今回計上しております。

それと、苗木等につきましては、９月の定例会でふるさと納税を利用した事業としていたしまして、環境課が四万十川環境保全事業という計画の中で苗木の予算も計上されておりました、ここの辺、この位置に植樹をするという方向も検討しておりましたので、今回の予算で実行に移したいというふうに思っております。

それと利用状況ですが、リバーパーク轟が年間５４５人、２０年度で５４５人でございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） １３番酒井祥成君。

○１３番（酒井祥成君） 大変場所的にはいいところですが、ちょうど道の駅があつて、上に石の風車があつてリバーパークという形で理想的ではありますが、現時点ではどこから行っているのか、また、どこへそれを相談しているのか、外から来た人はですよ。そして、例えばリバーパーク、僕も余り行ったことないわけですが、車で通るたんびに人の気配を感じたことはありません、はっきり言って。

ですから、そういうことを考えれば、将来的に、ただ、後でまだ言うそうですが、桜の木を植えただけで人が果たして来るのかということを考えないと、どんどん維持管理費が要ってくると。ですから、全国いろんなところでこういうパークもやっていますが、花咲かじじいとかいうようながをテレビでやってました。そういうところは全国的に２０万人が来るぐらいの山の整備をして、花をどんどん植えていっていますが、そういう形でもうちょっと考えないと、思いつきで事業をやっては将来的に禍根を残すといえますか、一回植えたらなかなか切るといわけにはいきませんので、十分考えた対策をぜひ私はいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） 答弁ええかね。

（１３番酒井祥成君「要りません」と呼ぶ）

他に質疑はありませんか。

２６番池本公夫君。

○２６番（池本公夫君） 補正予算の６ページの竹内議員が質問した件ですが、もうちょっと詳しく私も知りたいと思ひまして質問させていただきます。

この通信衛星を用いて国から自動的かつ瞬時に情報を受信するとともに、受信した緊急情報を屋外放送スピーカーを通じて住民に瞬時に伝達するということでありますが、これは情報受信者が直通で流れる状態ですか。それと、実際に起きる何秒ぐらい前にこういう告知があるものか、それとまた停電の場合どうなるか。そこらをちょっと詳しく教えてもらいたい。

それと予算書のほうですが、減額措置の３点についてちょっとお聞きします。

１７ページの総務費の防犯灯設置工事費の１８６万４，０００円が減額になっております。それがどうして減額か。それと、３５ページ、農林水産業費かね。６款の１項農道水路改良工事費の１，１５０万の減額。それと、３６ページ、林業費ですが、森林総合研究所分収造林受託事業費の７００万、それと緊急間伐総合支援の８８０万、それぞれ全部減額処理をされているようですが、どうしてか、その理由をお願いします。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 私のほうから３５ページの農道水路改良工事費の１，１５０万ですが、これは９月補正で計上させていただきました農地有効利用支援整備事業の分で、９月補正の段階では、地元から要望を募りまして、６５カ所概算で計上しておりました。それを１０月の本申請に基づきまして工事費を１件ごと積み上げいたしましたところ、１，１５０万の減額ということで結果が出ましたので減額処理をさせていただきました。

以上です。

○議長（山岡義正君） 永井総務課長。

○総務課長（永井立一君） お答えします。

まず防犯灯設置工事の１８６万４，０００円の減ですが、これは当初、防犯灯はハイブリッド、太陽光を利用した防犯灯を設置するという計画でございました。が、設置場所が決

まった段階で、それではちょっと場所的に費用対効果がないろうという、日当たりの問題とかいうようなことがありまして今回断念したところです。そういったことで、防犯灯設置はしましたが、通常の電気を使つての設置ということで、今回ハイブリッドは取りやめたいということで減額させていただきました。

それからJ-A L E R Tとの全国瞬時警報システムの関係ですが、まず、先ほど竹内議員のときも説明したのが、ちょっと説明不足と思われました。これは緊急事態の発生から伝達までの流れ、ちょっとお話、もう少し詳しくお話しさせていただきます。

まず最初に、津波や地震など気象関係情報は、先ほど言いましたように気象庁から消防庁へ送られます。消防庁は通信衛星を経由して受信した緊急情報を全国の地方公共団体へ配信するわけです。消防庁からの緊急情報を地方公共団体は受信したら、それぞれ市町村の設置しておりますJ-A L E R Tが自動的に起動されまして、サイレン吹鳴や音声放送等により住民への情報が伝達されることになっております。きのうの地震におきましては音声放送ということで、サイレンの吹鳴は、津波警報が出たときとかいう場合にサイレンの吹鳴があるということです。

それで、伝達される情報としましては、当面は気象庁からの情報が主とされておりますが、先ほども言いましたように、大津波警報であるとか津波警報、こちらのほうではあんまり関係ありませんが、緊急火山情報というものが自動起動で伝達されるという仕組みとなっております。

それから、伝達される時間ですが、まず地震の予測した場合、P波を感知するわけですが、それを感知した場合、それから気象庁から消防庁、消防庁から市町村へ流れるまでの時間は若干かかります。そして市町村で受けて、自動起動して放送に至るまでが大体21秒かかると言われております。そういったことで、きのうも、本来であれば地震の発生前に「地震が来ます」というような放送がされることが望ましいわけですが、今のシステムの中ではちょっと難しいということで、1分半ぐらい前に感知をしないと事前には伝達されないというのが今の欠点ではあります。が、なるべく早く地震情報伝達のためには必要なシステムであると考えております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 36ページの林業関係でございますが、まず、森林総合研究所分収造林委託事業委託料の700万円の減額でございますが、これは森林総合研究

所の予算の都合によりまして、作業路開設後に予定しておりました収入間伐が、その予算の関係で作業路の開設がおくれましたために、収入間伐を来年度に実施したと、することにしたことによる減額補正でございます。

それから緊急間伐総合支援事業の減額でございますが、これは県の補助金割り当て額の決定により大幅に減となったための補正でございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 永井総務課長。

○総務課長（永井立一君） 先ほどの答弁、答弁漏れがありました。失礼しました。

停電の場合どうするかということですが、停電の場合にはバッテリーが備えられております。そういったことで停電の場合も大丈夫ということになっております。

ちなみに、この放送装置は、受信装置は、ケーブルテレビのスタジオがありますが、そちらのほうで設置されております。

○議長（山岡義正君） 26番池本公夫君。

○26番（池本公夫君） ありがとうございます。

6ページのこの緊急情報システムに関しましては納得いたしました。起こる前にちょっとでも知れるのかなと期待はしておりましたが、ちょっとそれは無理なようでございます。

それと、防犯灯でございますが、この場合の理由はようわかりました。ただ本当に、10月でしたか、島根県でも大学生が、女子大学生がああいう事件に遭うてますので、極力、住民からの要望だけではなしに、行政にも動いていただきたいと私は思うがです。というのは、行政にはやはり危険な箇所というのは、だれが見ても通りよったらわかると思うんですよね。そこに、はっきり言うたら積極的に防犯灯を設置するとか、そういうような行動も欲しいなという思いでちょっと聞いてみました。

それと、この農道とか水路の問題ですが、結局、まだ全然四万十町は完全では決してないですわね。本当に不備な箇所が幾つもございます。そういうところらも、ただ減額処理をするんじゃないしに、はっきり言うてもっと修理箇所を呼びかけるとか何かの手を打っていただきたい。そういう思いで一緒です。

それで、森林の面も私はそういう思いでちょっと聞いてみたかったのですが、今後の農道にしても山にしても、四万十川の再生は特に山の整備が叫ばれられます。もっともっと積極的に取り組んでいただきたいと、そういう思いでございます。何か答弁ありましたら

よろしく。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 先ほど言いました農地有効利用の件ですが、本年度は当然地元のほうには県を通じ、四万十地区の、四万十町の土地改良区を通し、地元の受益者の方に一応呼びかけいたしました。

その呼びかけした中で一応65カ所が申請、あくまで地元負担金も伴いますんで、申請主義ですので、65カ所の申請があり、受益者の代表と相談いたしまして、うちのほうは当然県のほうに申請するようにし、現在やっております。

今後につきましては、当然またいろんな箇所があるかと思いますので、その箇所についての呼びかけは、また改良区等通じまして考えております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 森林や緊急間伐総合支援事業の、これは県補助金の大幅減による減額補正でございますが、そういった中で、町といたしましては単価の高い作業路、いわゆる3メートル以上の作業路を、2メートルから3メートルの少しでも単価の安い作業路に振りかえて、少しでも延長を伸ばそうという工夫はしてやっております。

なお、また今後も補助に対する県への要望は進めてまいります。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

12番林健三君。

○12番（林 健三君） 3点ほどやらせていただきたいと思います。

まず予算書の17ページになります。2款1項3目13節でございますが、町有地管理委託料29万3,000円、そして、その下にあります2-1の13節四万十町まちづくりアンケート調査の事業委託の13万7,000円の、どういうことで、何のためにやらせたのか。

そして、先ほど酒井議員のほうからありました、39ページじゃと思いますが、私、旧の大正町のリバーパークの関係でございますが、先ほど課長のほうから答弁がありました、区長会、地域審議会の意見を聞いて桜を植えるというお話が出ておりましたが、私は妙にその辺が納得できませんので、もう一回その辺のあれを聞かせていただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 佐竹管財契約課長。

○管財契約課長（佐竹節文君） お答えをさせていただきます。

ページ17の13節委託料の29万3,000円、町有地管理委託料でございますけれども、これにつきましては、窪川地区の香月が丘にあります町有林の枯れ木の伐採でございます。先月でしたか、風の強い日に枯れ木が電線へ引っかかって危険な状態でありましたので、それ以外に枯れ木がありますので、その伐採の委託でございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 予算書17ページの企画費の中での、四万十町まちづくりアンケート調査事業委託料の関係を説明させていただきます。

今回、総合振興計画の中間評価ということも含めて、あわせて家地川ダムの関係のアンケート調査を行いました。サンプル数については、この総合振興計画の評価については500サンプル、それから家地川ダムについては1,000サンプルやったわけなのですが、その後のクロス集計いいますか、分析といいますか、その費用も、ダムについては途中で加えたいということもありますので、その費用として計上させていただきました。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） それでは私のほうから39ページ、リバーパーク轟桜植樹造成地整備委託につきまして回答したいと思います。

この事業ですが、昨年度、大正地域審議会の場合において、たしかリバーパークを墓地公園とかいういろいろなご提案もある中でいろいろ論議しました。そういう中で、リバーパークだけでなく、きららの問題とか、また道の駅、轟公園も含めた活用について考えていこうということになりました。その中で、地域審議会等においても、国道381号線が桜街道という、四万十桜街道、4万10の桜を植えましょうという事業等もありますので、それと絡めた形で桜を植えてはどうかという意見が検討もなされて、承認をされておる事業でございます。さらに昨年度の区長会とかあらゆる場で、この桜を植えるということについてはこういうご報告もしながら進めてきた経過がございます。

そして、植えるには苗木等ということもございましたが、先ほどの酒井議員さんのご質問の中でもお話し申し上げましたように、9月の定例会で、環境課のほうの事業で桜の樹木を30本程度購入するという予算もいただきましたので、どこに植えるかということにつきましては、道の駅の再生検討委員会とか、また地域審議会等が現場等も見ながら植え

るところを決めました。それで今回、町有林のところをお願いするということで、この場合、地域審議会の意見を求めないといけないということで、11月30日に地域審議会の場に諮問して答申をされたという流れでございます。

そういつて、今後の管理等については住民ボランティア等を募って管理もしていきたいということで考えておりますし、地域審議会とか、それからまた道の駅活用研究会の場でも、そういった今後の維持管理についてもしっかりと住民が常駐できるような体制づくりということをしていくということは協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） 17ページの町有地管理の件でございますが、香月が丘で枯れ木の伐採をするということでございますが、どこに委託するのか、それを聞いてなかった件で、それを言っていただきたいと思います。

そして、2のあれですが、13万7,000円の分です。まちづくりのアンケートの件ですが、対象者ですわね、どういう方を対象にしてこのアンケートをとったのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

そして、私の一番の言いたいところの39ページの轟リバーパークの件でございますが、課長は先ほどの答弁で、キャンプ者が545人でしたか、来ていると言っておりましたが、桜を植えますと、キャンプの中でイラという、ハドイラか何かわかりませんが、イラがわくわけですよ。それは多分キャンプしよったらよね、あれはほうてくるわけですよ、ごそごそと。ひょっとキャンプしよるときに刺されたとか、そんな件もあると思います。そして、国道縁へはミタライ、そして5月ごろには桜が、もちろん国道は植えておりますので、咲くわけですよ。もちろん轟リバーパークへもかなりの量の桜も植えちゃうと思います。私は、できれば四季を通じて鑑賞できる木いうたらモミジ、そしてケヤキを、変更ができちゃその辺の樹木を植えていただきたいと思います。その点、どうでしょうか。

○議長（山岡義正君） 佐竹管財契約課長。

○管財契約課長（佐竹節文君） お答えさせていただきます。

町有地の管理委託料の委託先はというご質問でございますが、窪川町の森林組合を考えております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） まちづくりアンケート調査の対象者ですけど、二十歳以上の四万十町民全員対象にしております。先ほど言いましたように、1, 500サンプルということで無作為抽出。それで、あと職員がこの総合振興計画の中間評価ということでいろいろお聞きもしたいということで、職員がその対象者について訪問し、留置法ですので調査を置いて、また後で職員が回収に行ったというところです。そういった意味で、回収率も、パーセント詳しい数字は忘れましたが、90%を超える高い回収率となっております。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） それでは、再度リバーパークの桜の植樹についてご回答したいと思います。

イラがおるという心配ということですが、キャンプ場の敷地じゃなくて、植えるのはそれの上の町有林一部をお願いするということでございまして、直接キャンプをするところは問題がないかなというふうに思っております。

それと、桜だけでなくモミジとケヤキということでございますが、当然この道の駅を含めた、道の駅大正再生検討委員会の中でもいろいろご意見ございまして、モミジとかケヤキとかいう部分の植樹ということも話がなされております。やはり四季を通じた植樹によって、少しでも道の駅に立ち寄ってもらえるというふうなことも考えておりますので、今後、検討委員会の中でも、今日のご意見を拝聴して、意見の場に出させていただきたいというふうに思ってます。

○議長（山岡義正君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） 町有地管理委託料と、それからまちづくりアンケートの件はわかりました。

3点目のリバーパークの件でございますが、私はこだわるわけではございません。先ほど酒井議員からのほうも話がありましたように、あこには看板がないわけですね。私、あこの道の駅で食事しゅうときに、県外の人間じゃったと思いますけど、「リバーパークへ行きたいがやけど、どんな方法で行ったらえいがじゃろうか」いうことを聞かれたことがあります。多分その辺の、うちはウェル花夢もあるわけですね。ウェル花夢は矢印出したりとかいろいろな看板出しているわけです。それで、リバーパークも多分500人以上の人間が来るんじゃないかと。最初つくった時点ではすごいお客がいっぱい、テントが

いっぱいというぐらいの人が来ていたように思います。最近、それで、その看板がないけんよう行かんがじゃないかなとは思っておるがですが、その辺、ぜひとも、いろんな事業があると思いますので、その辺で看板をつくっていただき、お客を呼ぶようにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） 議員のご提案にありました看板設置等につきましても、やはり今、検討委員会をしておりますので、その中でそういうもろもろの意見が出ております。そういった集約して実現ができるように、今後事業化をできるものは事業化してという方向で考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（山岡義正君） 質疑の途中ですが、昼食のため午後１時半まで休憩します。

午前１２時００分 休憩

午後 １時３０分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

６番緒方正綱君。

○６番（緒方正綱君） それでは予算書の入についてちょっとお伺いをしてまいります。

今回の補正については、入について財源の組み替えということが主であろうかと思いますが、今年度２１年度の当初の歳入においての自主財源と依存財源について、それと今回の補正における自主財源、依存財源についての構成率というのをお聞かせ願えますか。

○議長（山岡義正君） 山脇財政班長。

○総務課財政班長（山脇光章君） お答えいたします。

本年度の一般会計における当初予算での自主財源が、率で申し上げますと、自主財源２０．８％、依存財源７９．２％でございました。その後、大きな国の補正予算の関連等がございまして、１２月補正後で申し上げますと、自主財源が１７．２％、依存財源が８２．８％と、自主財源３．６％の減、反対に依存財源が３．６％の増となっております。

以上です。

○議長（山岡義正君） ６番緒方正綱君。

○６番（緒方正綱君） 今回の予算書の中で、ちょっと予算書の中には入っていない６億

8, 000万ぐらいの財源がありますが、それについてちょっと項目がわかれば、わかっておと思いますが、お願いします。

○議長（山岡義正君） 6番緒方正綱君。

○6番（緒方正綱君） 入で補正前が169億4,900、今回の補正で169億2,537万5,000円ですか。これ、今回の補正の分で見えていきますと、162億3,681万5,000円という数字で上がってくると思うんですが、そこら辺はどうなんですか。あと6億8,000円ぐらい、私の計算間違いであればいいんですが。

○議長（山岡義正君） 休憩します。

午後1時33分 休憩

午後1時35分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番緒方正綱君。

○6番（緒方正綱君） 今のということなんですけど、歳入の部分で、今回の補正では、当初予算からいけば約26%ぐらい割り増しというか、増額の補正ということになっております。

その中で、私、計算したときに、町税が約9.1%ぐらいになるんでしょうかね。あと自主財源にしても約17%、17.2%というお答えでしたが、そういう中で、歳入自体実際に増えてはいくんだろうけど、自主財源の率というのが低くなれば、例えば公債比率というのが増えてくるような恐れがあるんじゃないだろうかという危惧をして質問をしました。

○議長（山岡義正君） 山脇財政班長。

○財政班長（山脇光章君） 本年度の当初予算における自主財源だけで言えば20.8%。12月補正後の全体の自主財源が17.2%、3.6%の減となりました。

この原因は依存財源の増加によるものが主でございまして、例えば当初予算から比べると国庫補助金が23億、県補助金が7億7,500万伸びております。反対に自主財源ですけれど、今回計上させていただいております繰入金が1億2,000万減になったと。あと町税も少し移動がありますが、その国の補正に関連する補助事業、国庫補助金の23億とかの依存財源の部分が増えた。増えた結果、予算額も全体も増えた。その中で、依存財源の割合が3.6%増額になったということでありまして、公債費への影響は特段ございません。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

24番氏原郭君。

○24番（氏原 郭君） 1点だけお伺いいたします。

39ページでございます。39ページの観光費。観光費の中の7賃金についてでございますが、この補正の中には賃金というのはいろいろあります。それで、その賃金の中には大体臨時費の、臨時費用の賃金でございますが、この分については作業賃金という形で出ております。それが12月のこの時期に100万円という大きい金額でございますが、これがどこに使うものか、どうして今ごろ100万円という大きな金額が要るのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（山岡義正君） 市川商工観光課長。

○商工観光課長。（市川敏英君） お答えいたします。

これは県の景観整備事業というのがありまして、100%事業ではあります。それが最近になりまして地域の景観に関する、景観の、例えば壱斗俵の橋が見えますよと。そういうところで木が茂ったらビューポイントというのがカットされるわけですが、その部分について、そういうところがあれば整備ができますよという事業です。その事業で県のほうからの問い合わせがあつて、今やろうとするものであります。

現在やろうとしておるとこは松葉川温泉の周辺の整備と、それから旧大正地区の下津井、その周辺の整備をしようとするものであります。

以上です。

○議長（山岡義正君） 24番氏原郭君。

○24番（氏原 郭君） そしたら2カ所で100万という金額を見積もって、作業費の賃金というだけで、刈り上げとか何とかいうほうも一緒に入つての作業賃ですね。

○議長（山岡義正君） 市川商工観光課長。

○商工観光課長。（市川敏英君） その2カ所の分の作業賃金ですね。下津井のほうについても、ウォーキングトレイルで延長もかなりありますので、その部分でのビューポイントのカットするということでもありますので、今のところその2カ所においての金額ということをお願いしたいと思います。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第１２１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１２１号平成２１年度四万十町一般会計補正予算（第５号）を採決します。

議案第１２１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１２１号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第７ 議案第１２２号平成２１年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、日程第８ 議案第１２３号平成２１年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第２号）、日程第９ 議案第１２４号平成２１年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第２号）、日程第１０ 議案第１２５号平成２１年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第１号）、日程第１１ 議案第１２６号平成２１年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第３号）、日程第１２ 議案第１２７号平成２１年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）、日程第１３ 議案第１２８号平成２１年度四万十町介護保健事業特別会計補正予算（第２号）、以上議案第１２２号から議案第１２８号までの７議案を一括議題とします。

この７議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

２１番牧野利恵子君。

○２１番（牧野利恵子君） 議案第１２８号介護保険事業の特別会計補正予算について質問をいたします。

１３７ページの歳出のところで、介護保険の給付費が２０年度と比較いたしまして、２

0年度がたしか18億5,105万291円だったかと思いますが、今年度、補正の現段階で20億5,100万、約2億円の総計で増額となっております。これに対して、歳入のほうでも国庫支出金、支払基金交付金、それぞれのところが増額になっておりまして、その要因、なぜここまで保険給付費が増大しているのか。おおよそ検討はつきますけれども、その要因ということについて答弁をお願いしたいですし、また、繰入金で、142ページのところに基金繰入金、今回は1,690万3,000円の補正となっておりますが、財政調整基金の今回、今年度補正合わせまして5,500万、また、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金それぞれ390万3,000円となっておりますが、基金の残高もあわせて答弁をお願いいたします。

○議長（山岡義正君） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 澄子君） 介護保険給付費の増額の原因というご質問だと思われますが、こちらにつきましては、まず介護認定者数でございますが、こちらのほうも20年度の4月末現在で1,272人であったところが、21年度の4月は1,353人となっております。そして現在、11月末で1,403人と介護認定の人数も増えております。

そして、あと給付費自体の伸びでございますが、主なものが通所介護が多く伸びておりまして、こちらは事業所が新たにできたという関係で利用者数が増えております。この関係で増額となっております。

そして通所リハでございますが、すみません、通所介護につきましては増額で、対20年度比、現在の9月末までの額で1,600万ほど増額になっております。そして、通所リハにつきましては780万ほど増額になっておりまして、こちらのほうが増加した要因の主なものでございまして、昨年アンケート調査もいたしましたが、やはり通所を利用したいという方が多くおいでしたので、その関係で事業所も増やしまして、給付費のほうが増えておるとというのが現状でございます。

そして基金のほうでございますが、財政調整基金、今年度の取り崩し、これにつきましては介護保険料の据え置きということで、3年間で段階的に取り崩していくという方向を定めておりましたので、それに基づいて取り崩しをする予定ですが、今年度5,500万今現在では予定をしております。取り崩した後の残高見込みが1億3,286万941円になる見込みでございます。

そして、介護従事者処遇改善臨時特例基金でございますが、これにつきましては3%の介護報酬のアップに充てるという、3年間で四万十町は均等に取崩すということにして

おりましたので、こちらの給付費分として1, 170万9, 136円の積み立てがありますので、その3分の1を取り崩しまして、取り崩した後が927万3, 536円、あと22年、23年と均等に取り崩す予定をしております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 大変介護保険の認定者が年々増加しているということで、介護保険の事業計画で、平成21年度から23年度までの3年間の事業計画を策定したときに、3年間の、これは資料としては20年度の実績報告書をちょっと読んでみますと、3年間の総給付費が62億1, 202万6, 000円と推計をしておられると。21年度が既にこの段階で20億、今の段階ですね。その中で果たしてこれが維持ができるかどうか、その見通しはいかがでしょうか。さらに基金の取り崩しをこれから、それだけの準備ができていくかどうかということで質問いたします。

○議長（山岡義正君） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 澄子君） おっしゃられるとおり、基金の取り崩し額が大幅に増えているところはございます。給付費につきましては、これは国のほうでワークシートが示されておりまして、その中で給付額の伸びを一応算定をして当町の分を、当町の独自の部分も加味しまして予定額は立てておりますけれども、これが予想外ということもあり得ることだとは思います。

それで、基金につきましては先ほど申しましたように、財調のほうがあと1億3, 000万ということで、今年度と同じぐらいの伸びであれば何とかカバーができるということにはなろうかと思いますが、仮にこちらのほうが不足をするということになれば、県のほうで無利子の基金を積み立てておりますので、そちらを借り入れて、この3年後の24年度から返還をするということになってまいります。そうすると介護保険料にはどうしてもはね返ってくるようにはなりませんけれども、一応見込みとしましてこの3年度で、基金につきましては前回の介護保険料の余り分ということになりますので、それを今回の3年間で取り崩して給付費に充てるというところの計画でございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 今後の介護保険料がどれだけ上昇していくかということは非常に心配するところです。しかも認定者が年々増加しているというところで、果たして四

万十町で保険のサービスが供給できるかどうかということも一つは大きく心配をしておりますが、その点についても今後の見通し、また、22年度の予算に向けてどう措置をとられるかということもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 澄子君） 見通しというところでございますが、一応計画、介護保険事業計画を昨年策定した際に、一応3年間の見通しを立てているところですが、その伸び以上に今年度は伸びがあったというのが現状です。

それはございますが、伸びのほうが年々、今までにも順調といったらあれですが、同じ傾斜ということではなくて、必ずしもそうではない伸びもありました。それと、この伸びにつきましてはできる限りで予測をいたしまして計画をいたしたところで、仮にそちらのほう介護保険料のほうに、地域の動きの計画ではどうしても増額は必然的にやむを得ないところですが、それ以上に伸びてくるという可能性も確かに残してはおります。

22年度の予算につきましては現在試算中でございますが、今年度の伸びぐらいの予算ではやはりしていかなくてはならないかとは考えておりますが、ただ、サービスの利用ということで、通所につきましては1カ所増えたということでクリアできていると思います。あと居宅介護、訪問介護の分ですが、ヘルパーさんにつきまして、どうしても時間が、皆さんが集中する時間で調整ができにくいという現状にはなっておりまして、そちらのほうは現在社協に委託しまして、訪問ヘルパーの養成研修等も行っておりますので、今年度、また来年度も、必要であればそういう形でヘルパー養成をいたしまして、サービスの利用ができないという事態が起こらないように極力努力はしてまいりたいと思います。

ただ、施設につきましては、今年度の、今期の計画の中では増やす計画にはなっておりませんので、こちらにつきましては今までにもいろいろとお答えを申し上げましたが、今年度の状況と介護保険事業計画の反省、検証を各委員さんをお願いしまして22年度より行いまして、必要なものであれば、その介護保険料との兼ね合いもありますが、今後計画をしていくということで検討いただくようなことになっております。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

10番田辺哲夫君。

○10番（田辺哲夫君） 1点だけお伺いをしてみたいと思いますが。

国保特別会計ですが、ページ70ページで、今回、国庫補助金が4,800万余り補正

をされて、歳出で見ると、後期高齢者支援金という形で歳出では出ているわけですが、これは去年度の、このような形で補正されたかどうか記憶にありませんので、この時期にこの金額が例年どおりに来てたのかどうなのか。また、その支援金の内容について答弁いただければありがたいと思います。

○議長（山岡義正君） 柴町民課長。

○町民課長（柴 久幸君） お答えいたします。

70ページの国庫支出金の国庫補助金ですけれども、当初に申請をした額から約5,000万円増額になっておりますのは、その後、一応現在の時点での申請額に基づいて変更されたものでございます。当初のがは一応概算で申請いたしますので、それで、今回正式に決められた額についてこちらが申請をしたものですが、最終的には3月に調整交付金は全国予算に基づいて算出されまして、実績報告のもと、あと正しい金額でまた補正があると思います。

支援金でございますけれども、これについては20年度の後期高齢者医療の関係で生まれたものでございまして、かつての老人医療費拠出金、これにあたるものでございます。それで、全国の支払基金に算定された額、ルールに基づいて各保険者に請求するものでございますので、20年度から始まった項目だと思います。それで、額については、今回は全国支払基金のほうからの通知請求に基づいて変更されたものでございます。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第122号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第122号平成21年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第122号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第122号は原案のとおり可決

されました。

これより議案第１２３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１２３号平成２１年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第２号）を採決します。

議案第１２３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１２３号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１２４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１２４号平成２１年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第２号）を採決します。

議案第１２４号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１２４号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１２５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１２５号平成２１年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第１２５号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１２５号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１２６号平成２１年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

議案第１２６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１２６号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１２７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１２７号平成２１年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第１２７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１２７号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１２８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１２８号平成２１年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

議案第１２８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１２８号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第１４ 議案第１２９号平成２１年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）、日程第１５ 議案第１３０号平成２１年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第１号）、日程第１６ 議案第１３１号平成２１年度四万十町給与等集中処理特別会計補正予算（第１号）、日程第１７ 議案第１３２号平成２１年度四万十町水道事業会計補正予算（第１号）、以上議案第１２９号から議案第１３２号までの４議案を一括議題とします。

この４議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第１２９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１２９号平成２１年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

議案第１２９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１２９号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１３０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１３０号平成２１年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第１３０号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１３０号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１３１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１３１号平成２１年度四万十町給与等集中処理特別会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第１３１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１３１号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１３２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１３２号平成２１年度四万十町水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第１３２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１３２号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第18 議案第72号四万十町意見公募手続条例の制定についてを議題とします。

この議案につきましては所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長から提出されておりますので、経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長田辺哲夫君。

○総務常任委員長（田辺哲夫君） それでは、私のほうから6月25日に付託を受けました議案について、審査の結果を報告をいたします。会議規則第7条の規定によるものでございます。

まず、本年の6月の定例議会において、当初、「四万十町まちづくり町民参加条例」という条例が提案をされました。途中で臨時議会で、この四万十町まちづくり町民参加条例から「四万十町意見公募手続条例」に議会の議決を得て変更になりました。6月以降、総務常任委員会で慎重に審査をした結果、修正議決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、その修正の内容でございますが、議員各位、既に6月に提案されましたので、条例案お持ちかどうかちょっとわかりませんが、第2条第1号の中で当初の原案はこういう形で書いております。1つは、用語の意義という文言の中で「町民等」という部分がございます。「町民等とは町内に住み、もしくは町内で働き、学びもしくは活動する人、又は次条の規程による手続にかかわる事案に利害関係を有する者」という原案でございますが、総務常任委員会で審査をいたしました。

議案の中に修正する内容の意味は包含されているとは思いますが、お手元に修正案を配付してますように、明確な名称を入れるべきではないかなということで、お手元の配付のように、原案の「もしくは活動する人」の次に括弧書きで「未成年者及び外国人を含む」というものを加えて修正をするものでございます。

もう一点は、6月に提案されましたので、当然執行部は6月定例議会で可決されるものと想定をして、施行日が10月1日からという施行になっていたわけですが、総務常任委員会が12月まで慎重審議をいたしましたので、附則の第1項中の平成21年10月1日施行を平成22年、来年の4月1日に改める修正でございます。

以上、私のほうから報告を終わります。

○議長（山岡義正君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより総務常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第72号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号四万十町意見公募手続条例の制定についてを採決します。

挙手のないものは否決とみなします。

本案に対する委員長報告は修正です。全会一致でございます。まず委員会の修正案について採決をします。

委員会の修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に……。

（25番宮崎南海男君「議長、発言を許可願います」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） 休憩します。

午後2時12分 休憩

午後2時14分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について採決をします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

ただ今より休憩します。

午後2時14分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第19 決算第1号平成20年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この議案につきましては所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長から提出されておりますので、経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長田邊哲夫君。

○総務常任委員長（田邊哲夫君） それでは、私のほうから今、議長から報告がありました20年度の決算について報告をするものですが、皆様方のお手元に配付をします文書の中で、本来は平成20年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についての案件でありますので、そのように訂正をしていただきたいと思います。「平成20年度四万十町各会計歳入歳出決算審査報告書」と訂正をいただきたいと思います。

総務常任委員会に付託を受けた平成20年度四万十町一般会計及び各特別会計並びに水道事業歳入歳出決算の審査の経過と結果について今から報告をいたします。

審査の経過でございますが、今回総務常任委員会に付託を受けました平成20年度決算審査については、各常任委員会の連合審査方式を採用いたしまして、25名全議員による審査を実施いたしました。審査に当たっては、執行部から提出をされておりました決算資料及び監査委員の決算審査意見書をもとに執行部の説明を求め、慎重に審査を行い、また、審査の過程では現地審査も実施いたしました。

審査の結果でございますが、20年度予算は四万十町総合振興計画に基づいて主要事業が実施をされました。主な事業は、ケーブルシステム整備や窪川地区での給食センター建設、小中学校耐震化事業などが主な事業でございます。

歳入を考察した中で、大型事業実施によって国庫支出金や地方債基金の取り崩しなどによって、平成19年度対比で3.9%増の18億7,189万円増となりまして、普通会計で総額153億3,226万円となったものでございます。

歳出では議決に沿った予算執行が行われておりまして、意見を付して、平成20年度四万十町一般会計及び各特別会計並びに水道事業歳入歳出決算について全員一致で認定すべきものと決定をいたしました。

決算の内容については既に議員の皆様方、執行部から、また監査意見から各会計の決算の内容については資料が配付されておりましたので、資料には書いてますが、事細かな数字等は省略をさせていただきたいと思います。ただ、前年度対比で見ると、歳入歳出

とも18億円余りの増額となった、特に歳入では国庫支出金、地方債の大幅増、地方交付税の増額などが主なものでありまして、歳出では総務費でのケーブルシステム事業の事業費、教育費の給食センター建設事業費の増加が主なものでございます。特別会計では特に老人保健医療制度が後期高齢者医療制度に移行した年度でございまして、老人保健医療事業特別会計が対前年度比では30億円余りの減額となったものでございます。

次に審査をした経過の中で、特に意見をすべきものを4点上げさせていただいてます。まず、第1点目の地方税使用料負担の滞納問題については、前年度も審査意見の中で付していたわけですが、この滞納については滞納整理本部を立ち上げて、副町長が本部長として徴収努力は前年度以上努力はされておりますけれども、特に所管が税務課が所管であります、なお各課にも滞納がありますので、各課が連携をとり、実態把握と情報を共有しながら町民の徴収に努めるべきであろうかという意見でございます。

2つ目には、これも19年度の審査意見の中にも付しておりましたけれども、残念ながら20年度も意見に沿った事業が実施されているとは認めがたいということでございます。特に審査の中で担当課長、担当課を呼んで、職員も呼んで話を聞きました。平成22年度は地元の雇用を増やすという意味で、地元の業者を十分研修をさせながら、委託事業で実施をする計画もあるわけですので、早急に、特に窪川地区での調査には早期完了を目指して努力をしてもらいたいと思っております。

次に3点目ですが、町所有の遊休財産であります土地、建物についても資料をいただきながら検討をいたしました。窪川・大正・十和地域にこういった遊休財産がございます。総合振興計画に基づいてそれぞれの活用方法も執行部では検討されているとは思いますが、今後活用の見込みのない土地、建物については早急に処分を含めて検討をすべきであると考えてます。

4点目ですが、手元の資料では「生ゴミ」と書いてますが、すみません、「ゴミ処理施設場クリーンセンター」の問題ですが、審査の過程の中で、特にこの問題は教育民生常任委員会で審査をしていただきました。ご承知のように開業以来、特許権の持ってます荏原製作所が委託を受けながら管理を実施をしているわけですが、特許権があるといっても、いつまでもこの荏原製作所に委託をしていつまでいいのか、どうなのか。やはり今後検討して、できるだけ地元雇用を増やす意味でも、できる限りそういうことで検討すべきであるという4点の意見を付して、総務常任委員会では全員一致で可決をしたものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（山岡義正君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより総務常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより決算第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより決算第1号平成20年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案について委員長報告は意見を付して認定とするものです。決算第1号委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、決算第1号は委員長報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第20 四万十町庁舎建設等特別委員会の中間報告について
庁舎建設等特別委員会から中間報告を行いたい旨の申し出があります。

お諮りします。

庁舎建設等特別委員会からの中間報告を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、庁舎建設等特別委員会からの中間報告は、これを許可することに決定しました。

庁舎建設等特別委員長山上利嗣君。

休憩にします。

午後2時38分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○庁舎建設等特別委員長（山上利嗣君） それでは、ただ今から四万十町庁舎建設等特別委員会の中間報告をさせていただきます。委員長の私以下7名、合計8名の委員で検討した結果について報告をさせていただきます。

平成21年6月の四万十町本会議において、四万十町庁舎建設等特別委員会が設置された。その後、計7回にわたり新庁舎建設に対する議会としての方向性を確立するために検討を重ねてきた。さらに、執行部提案の庁舎建設計画について町内住民の意向を確認するため、パブリックコメント等についても執行部から説明を受けた。その後、最近建設された庁舎の視察研修を行った。研修先としては、今回執行部から提案された庁舎建設計画の駅前土地利用の検討材料にするため、橋上駅のあるJR阿南駅、合併による新庁舎建設を前提に、庁舎機能を維持するために建設された高度なプレハブ庁舎、さらに兵庫県香美町の新庁舎、そして最後に日南町役場の全木造庁舎、と計4カ所を視察した。それぞれに大変参考となる視察研修となり、今後議会として庁舎建設計画の具体的検討資料として役立たいと考えている。

当初、特別委員会の最終報告は平成21年12月議会という指示であったが、その後の執行部の調整等により平成22年12月議会まで延長となった。

今までの委員会での審議内容の結果についてでございますが、まず1番目は、現在の本庁舎は耐震面や利便性においてもろもろの施設の整備等が困難、また、バリアフリー等の施設整備も現庁舎では困難、さらに耐用年数においても限界であり、執行部提案の建設計画と同様に、特別委員会としても現庁舎を再利用することは困難であると結論づけました。

そして2番目でございますが、今回執行部より提案された駅前土地への庁舎建設計画、地下1階地上3階庁舎の構造、そして庁舎を利用される方々にとって、JR駅利用が将来ともに利便性の高い場所であるか、そういう面につきましてもさらに検討が必要である。

3番目は、議会で再三指摘される四万十町の公共施設について四万十町内の木材活用、木造建築等について、建築土地面積や建築工事費等どのように考えるかについて検討が必要であるということが今までの審議の途中経過を含めた内容でございます。

今後の委員会としての審議内容については、1、庁舎の構造、面積、これは職員数や今後の組織再編等参考にしながらということでございます。2番目は庁舎の位置、これは長期展望を踏まえた庁舎構造等による位置の選定。3番目としましては、庁舎建設予算につ

いて、将来の四万十町の庁舎建築の建築以外の事業計画や事業予算も勘案しながら予算についても検討すると。4番目は、大正地域・十和地域の支所のあり方についても十分に審議をすると。5番は、上記に関連するもろもろの事項について検討すると。上記の検討事項については幅広く町民の声を参考にして、議会としての庁舎建設計画に対する方向性を最終報告として取りまとめることとする。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 庁舎建設等特別委員長の報告が終わりました。

これより庁舎建設等特別委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 山上委員長、ご苦労さまでございました。

今の報告の中で、ちょっと理解に苦しみますので答弁をお願いしたいと思いますが、1ページ目の下のほうというか、「当初」というのがありますね、「今までの委員会の審議内容の結果」の上の3行目の中で、「当初、特別委員会の最終報告は平成21年、今議会、という指示であったが」と。「指示であったが、その後の執行部の調整等により来年の12月まで延長となった」という、この文言ですが、このいわゆる執行部がそうしてほしいということの意向を受けてという文章の内容になるわけですが、指示したのは、「指示」という文言はちょっとわかりませんが、これは議会でそういうことを決めてですよ、あと報告があるダムの問題もそうですが、議会でそういうことを決めてやったのではないかなど。執行部の調整をして来年というのはちょっと意味、理解に苦しみますので、そこら辺の内容について答弁をお願いしたい。

○議長（山岡義正君） 山上委員長。

○庁舎建設等特別委員長（山上利嗣君） はい。文章の書き方については、これはこれとしまして、当初、我々特別委員会の付託を受けたときには、あくまで今年の12月をめどに結論を出すと、出してほしいということでございました。それで、その意向を受けて、この当初については平成21年12月議会を最終報告とするということで皆様方にお話をしたかも知れませんが、途中でいろいろなことを執行部として勘案の上、22年12月31日までに最終報告をとということになったという意味でございます。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 当然、執行部の考え方なり、今後の計画も参考にしながら、当

然特別委員会として検討されたのであろうかと思えますけれども、この文章であれば、町長が来年４月に退職されますので、その後の新しい町長のもとでそこら辺の案も練ってほしいという思いであらうと思えますが、要するにこの書き方ということは、議会が結論が１年延びたので、執行部もその来年１２月の議会の結論を踏まえて、場所等については検討するという執行部との話し合いができておるという認識でいいのでしょうか。

○議長（山岡義正君） 山上委員長。

○庁舎建設等特別委員長（山上利嗣君） ちょっと内容が違うと思います。あくまで執行部は執行部でこの間提出されました計画、庁舎建設の計画に基づきながら細かい資料を積み上げていって、その方向で対応していくと。議会としては、その方向だけが新しい庁舎、これから３０年、５０年先を見据えた庁舎としてふさわしいかどうか。

そういう意味で執行部は執行部の案を進めていく中で、自分たちは本当に今の執行部の案が３０年、５０年先の庁舎として本当にふさわしいのかどうかと、そういう観点も踏まえながら、議会としての独自の調査と審議に基づいて計画をつくってまいりたいと、このように委員会として確認をしております。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これで庁舎建設等特別委員長の中間報告を終わります。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第２１ 四万十町家地川ダム調査特別委員会の中間報告について家地川ダム調査特別委員会から中間報告を行いたい旨の申し出がっております。

お諮りします。

家地川ダム特別委員会からの中間報告を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、家地川ダム調査特別委員会からの中間報告は、これを許可することに決定しました。

家地川ダム調査特別委員長島岡幹夫君。

○家地川ダム調査特別委員長（島岡幹夫君） 家地川ダムの調査特別委員会からのご報告を申し上げたいと思えますけれども、資料が５部になっております。まず、それで、ちょ

っとその資料のご説明からさせていただきますが、一番表にならなきやなりません家地川ダム調査特別委員会のこの報告書ですけれども、申し訳ありません、ご訂正をいただきたいと思いますが、実はこの名簿の裏側になってる部分に21年11月27日となっております。これを恐れ入りますが、本日の日付に、「12月17日」にご訂正をいただきたいと思いますが、まことに申し訳ありません。

それから同じく、この報告書の2ページ目です。漁業関係者の意識調査という二次調査の分ですが、上から言えば4段目、下から言えば11段目ですけれども、そこに「一時」となっております。「一時」、時間の「時」が出てますけれども、これは「一次、二次」、この漁業関係者の二次調査の「次」が正しいので、「一次」にご訂正をいただきたいと思います。

それからもう一つ、山岡議長の名前で「家地川ダムの佐賀取水堰に関するアンケート調査の協力依頼」という文書がございます、そしてその次に、町内全地区の地区長さん、267名からのいただきましたアンケート調査の聞き取りとか、その調査の回答が出ております。その次にもう一つ、漁業関係者、漁協6漁協と漁業に専従されてる、主にそういう方ですが、それと古老の方を含めて25名、合わせて34名の方から聞き取り調査をさしていただいた分がつけてあります。この各地区長さんとそれから漁協関係者の回答の裏側、ずっとそれぞれの設問に対してご意見が述べられております。そのご意見については、全部の回答のご意見をここにまとめてあります、記載してあります。それぞれ一つも漏らさないように記載してありますので、これはぜひお目通しをいただきたいと思います。で、また漁業関係者のも同じように、それぞれの設問に対する回答をそのまま全部、全文載せております。ぜひお願いいたします。

それでは、まずそれだけお断りしておいてご報告をさせていただきます。

平成21年の3月議会で家地川ダム調査特別委員会が指名をいただきまして、会としての発足は4月7日に第1回の会合を開きました。そうして、第1回の会合の我々の話し合いの中で、4つの項目を取り上げました。調査内容として、住民の意識調査、アンケート調査による、あるいは聞き取り調査によるというこの意識調査、2つ目、漁業関係者の意見の聞き取り調査、3、行政のエネルギー政策への提言、4つ目として、近隣の自治体との連携強化と産業への影響調査ということで、4つの項目を取り上げました。そして、まず手始めとして、住民の意識調査として、先ほどご報告いたしました267名の全地区の地区長さんあてにお願いをしてアンケートをとらせていただきました。そしてその第二次

として8月25日ですか、全部の漁協と漁業関係者のところをお伺いをいたしまして、二次の調査をいたしました。その内容については余りにも膨大ですので読み上げませんが、ぜひお目通しをいただきたいと思います。これはあくまでまだ中間報告ですので、お目通しをいただいたらありがたいと思います。

最後に、この調査の結果に基づいて、特別委員会は7回開きました。それで、最後はこの中間報告のまとめを簡単にまとめましたので、その中間報告のまとめという分だけを読み上げさせていただきます。

家地川ダム調査特別委員会に付託された調査事項について、平成21年4月7日から11月27日までの間、当委員会を7回、行政調査として9月2日から4日間、愛知県豊田市に近自然工法による河川づくり、魚族や流域住民にダムが与える影響、再生された矢作川などについての視察研修を行いました。

当委員会が実施した四万十川全地域の地区長と漁協、漁業関係者による意識調査では、家地川ダムによる取水と下流への放水量増加では——一次の回答の方と二次の回答、いわゆる漁業関係者との回答では大分相違がございました——しかし水質の悪化、あるいはまた水量の減少の原因とされる気候の変動については改善はできないかもしれませんが、人工的な最大の要素とされております山林の荒廃、生活排水、砂利などの減少、圃場整備や山林内での作業道の開設などの工事関係については、あるいはまた河川工事の関係等についての汚水の問題については、早急に対処、改善しなければならないと思います。

今回中間報告するに当たり、各委員の意見をこの中に集録をいたしました。今日まで調査をした内容について報告でございます。

なお、今後は、残された調査項目として、近隣自治体、特に70年間伊与木川に分水をしまいりました黒潮町佐賀地区との協議、そしてまた、上流域の中土佐町大野見地区、そしてまた津野町、源流域の津野町のほうですけれども、そういう各自治体とも連携強化や、あるいはまた産業への影響、行政へのエネルギー政策の提言等については、引き続き委員会として継続して取り組んでまいります。

以上でございます。

それでもう一つ、9月2日から9月4日まで行政調査としてお伺いをしました愛知県の豊田市の矢作川ダムでございますけれども、これについては1つの報告をまとめておりますけれども、この調査の目的としては、河川浄化の運動と取り組みについて、2つ目、ダムと共生する地域振興のあり方、3つ目として、長良川河口堰による利水と漁業資源の保

護の状況、そして別水系に分水した発電所の視察研修ということで、このことで少しご報告をいたします。

4番目に取り上げております別水系に分水した発電所の視察研修ということでは、我々は穴内川のダムを研修しました。それで、繁藤駅から、繁藤から国道を左に折れて山に入りまして、約5キロ入ったところにあります穴内川ダムを見せていただいたわけですが、ここには、まず穴内の発電所というのは繁藤地区で一たん1万2,500キロの発電をして、それからその水が繁藤ダムに蓄えられて、そしてまた、トンネルで国分川にあります平山発電所、ここで発電させてる。そういうことで、ここにはその水を上手に使いながら結構容量の大きい発電をしておりました。

そういうことで、我々のこの調査のときには十分な資料を持ってなかったわけですが、別水系に分水をして発電をしているのは、まだ高知県内では奈半利川の上流に、住友共同電力が開発した発電所が1カ所ある。それからまた、愛媛県側には6カ所。1つは、銅山川という、別子銅山ですか、その銅山川の流域には4つほどの発電所があり、そしてもう一つは今治の奥地のほうに1カ所あるようですが、ここについては我々の調査は及んでおりません。

私たちがなぜ愛知県の矢作川を選んだかといいますと、この矢作川というのは全長は120キロメートルで、四万十川からいくと少し短いですが、20年前には相当汚れのひどい、極端なことを言われますと、どぶ川だったと。その川を、流域に豊田市45万人の人口です。そして、その下手にあります岡崎市も同じようにそれぐらいの人口です。そして、西尾市だとか碧南市だとかと行って最後に三河湾に注ぐまでの距離120キロの中に、流域に130万というたくさんの人が住まわれています。

その130万の流域に人口がありながら、どうしてその川が再生されたかということでございますけれども、これが高知県の高知市内にあります西日本科学技術研究所の福留脩文社長が相当尽力をされている部分もありますけれども、近自然工法による川づくりを根本的にやり直したこと、それから、120キロのこの川の中に7つのダムを持っております。だから、それぞれのダムでせきとめて、一たん水は蓄水してはまた下に流してまたダムでせきとめるという、非常にすごいダムがあるわけですが、我々が見学をさせていただいて検証させていただいたから見ますと、四万十川より水はもっと透明度も高くてきれいじゃないのかと、そういう印象を持ちました。

でも、川の中には、心ない方が中国から持ってきて川に放流をしたというカワヒバリ貝

という貝が相当の数繁茂しておりまして、これによってアユの資源となる川藻ですか、そういうものの付着が非常に阻害されてる。もう一つは、カワシオグサという緑の藻が相当面積川には繁茂しているようにも見かけました。

しかし、1つ我々がびっくりしたのは、海のほうから上ってきて、38キロ上ったところに明治用水という、明治堰という大きな堰があります。この堰は、愛知県の名古屋市を中心とする大きないわゆる消費地があるわけですが、そこに昔から米や野菜を供給してきた一大農業地帯ですが、この明治用水のその堰に5月1カ月間、漁協の職員と関係者がずっと詰めまして、海から遡上してくるアユの数をカウントした数がずっと統計で出されておりました。1億600万匹です。1億600万匹というのを1カ月間、全部、野鳥を数えるあれですね、そういうあれでカウントしてました。これはすごいことをしておるなと思うて思いましたが。それで一たんその堰を上ったアユを網で捕獲をして、7つのダムに均等に全部放流をして。だから、どの地域でもアユ漁はできる、アユ漁を楽しむことができる、そういうような大変な努力をされている川でしたので非常に感銘を受けて帰ってきました。

また我々が考えますと、四万十川もそれから言えば、いろんな意味で流域の住民としての努力、あるいはそれぞれの皆さん方の自覚を求めなければいかんのかなという思いがいたしました。

以上が、我々のこの4月から今日まで調査をさせていただきました家地川ダム調査特別委員会の報告ですが、水量の問題、それから水の透明度の問題、いろんなことを皆さん方がそれぞれ書かれております。それで、それは私どもの委員会のそれぞれの委員の意見もそのままつけてありますので、ぜひお目通しをいただいてご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○議長（山岡義正君） 家地川ダム調査特別委員長の報告が終わりました。

これより家地川ダム調査特別委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで家地川ダム調査特別委員長の中間報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第２２ 陳情第２１－３０号改正貸金業法の早期完全施行に関する陳情、日程第２３ 陳情第２１－３２号改正貸金業法の早期完全施行に関する陳情、以上陳情２議案を一括議題とします。

この陳情２議案につきましては所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長田邊哲夫君。

○総務常任委員長（田邊哲夫君） それでは、私のほうから陳情審査をした報告をいたします。

総務常任委員会に付託を受けました陳情を審査をした結果、次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第９４条の規定によって報告をするものでございます。

陳情第２１－３０号、陳情第２１－３２号を１２月１０日に総務常任委員会に付託を受けました。２つの陳情については内容はほぼ同じでございまして、陳情を受けたそれぞれの方から、同じ内容でしたので、それぞれ審査をいたしました。

審査の結果、両陳情とも採択をすべきものと決定をいたしました。総務常任委員全員の一致でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（山岡義正君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより総務常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第２１－３０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２１－３０号改正貸金業法の早期完全施行に関する陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第２１－３０号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２１－３０号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第２１－３２号改正貸金業法の早期完全施行に関する陳情について申し上げます。

既に同じ内容の陳情第２１－３０号が先刻採択されておりますので、陳情第２１－３２号は採択されたものとみなします。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第２４ 陳情第２１－２８号山間地域の獣害対策を求める緊急陳情書を議題とします。

この陳情議案につきましては所管の産業常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

産業常任委員長宮地章一君。

○産業常任委員長（宮地章一君） 審査報告を申し上げます。

産業常任委員会に陳情を出されておりました本件につきましては、さきの９月定例議会で陳情案件として提出をされておりましたが、継続審査ということで今回審査をいたしました。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定をしましたので、会議規則第９４条第１項の規定によりご報告を申し上げます。

受理番号、陳情第２１－２８号。付託年月日、平成２１年９月９日。件名、山間地域の獣害対策を求める緊急陳情書。審査の結果、趣旨採択すべきものと決定をいたしました。全員一致でございます。

なお、本案につきましては、内容的に留意をしなければならない部分もあるということで、趣旨採択ということで決定をいたしましたのでご報告を申し上げます。

○議長（山岡義正君） 産業常任委員長の報告が終わりました。

これより産業常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第21－28号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第21－28号山間地域の獣害対策を求める緊急陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第21－28号を委員長報告のとおり趣旨採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第21－28号は委員長の報告どおり趣旨採択とすることに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第25 陳情第21－31号町道認定に関する要望書、日程第26 陳情第21－34号古城生活改善センター下砂防ダム切下げについての陳情書、以上陳情2議案を一括議題とします。

この陳情2議案につきましては所管の建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、経過及び結果の報告を求めます。

建設常任委員長氏原郭君。

○建設常任委員長（氏原 郭君） それでは、当委員会に付託されました陳情審査報告書の報告を申し上げます。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第21－31号。付託年月日が平成21年12月10日。町道認定に関する要望書。一部採択すべきものと決定いたしております。なお、全員一致でございます。

陳情第21－34号。付託年月日、平成21年12月10日。件名が古城生活改善センター下砂防ダム切下げについての陳情書。審査の結果、採択すべきものと決定。なお、全員一致でございます。

ここで、陳情第21－31号についての一部採択の結果の報告をいたします。

内容ですが、ここに皆様にご報告をいたします地図を持ってまいっておりますが、この中に一部私道というよりか、回転とする町道の認定の申請の中に一部入っております。この部分を外して認定をしたわけでございます。それで、この部分については2戸の住民がおりまして、利用しておるのは住民1人だけではございません。人のくの庭をって一輪、それから郵便屋さんなんかは庭をって、連携して通っております。その関係上、この図面では途中でございましたので、委員会では一部のけて、地権者を含めて再度の検討をしていただき、3月議会に提出していただくと。そういう結論により一部外しておりますので、次の議会に再度の提出があるかと思しますので、その点はよろしくお願いいたします。

続きましてお願いでございますが、陳情の21－34号でございます。

これを皆様方に認めていただきましたならば、明日、18日ですが、窪川土木事務所へ早速要望書の提出をいたします。

そして、この砂防については、高知県土木部防災砂防課というのが担当しているようです。そこへ24日に、前田町長、四万十町議長名にて陳情、要望に出るということにしておりますので、ぜひ認定いただきますようよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 建設常任委員長の報告が終わりました。

これより建設常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第21－31号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第21－31号町道認定に関する要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第21－31号を委員長報告のとおり一部採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２１－３１号は委員長報告のとおり一部採択することに決定をいたしました。

これより陳情第２１－３４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２１－３４号古城生活改善センター下砂防ダム切下げについての陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第２１－３４号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２１－３４号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第２７ 発議第２２号電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書案、日程第２８ 発議第２３号住民税、所得税の配偶者控除・扶養控除の廃止に反対する意見書案、日程第２９ 発議第２４号改正貸金法の早期完全施行等を求める意見書案……。

（２１番牧野利恵子君「休憩をお願いいたします」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） 休憩します。

午後３時２０分 休憩

午後３時２１分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

失礼しました。

日程第２９、読み直しをします、発議第２４号改正貸金法の早期完全施行等を求める意見書案、以上……、再度の訂正、すみません。

日程第２９ 発議第２４号改正資金業法の早期完全施行等を求める意見書案、以上発議３議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

10 番田邊哲夫君。

○10 番（田邊哲夫君） それでは、発議第22号電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書案ですが、この意見書案については総務常任委員会で検討をいたしました。

特にこの問題については、ダムを持つ、抱えると言いますか、自治体にとって、国からの交付金が来るわけです。現在、四万十町にある水力発電等にかかわる交付金の内訳ですが、窪川地域に交付金として450万円、大正地域には585万、十和地域では450万、総額で1,485万程度交付を四万十町にされているわけですが、ご承知のように、政権がかわりまして、事業仕分けの中でもこの交付金の問題が出ておるようであります。特に1つの仕分けの中では減額をされる方向になるやもしれないという状況の中で、ぜひ、水力発電を抱える四万十町においても、先ほど言いました交付金が来ますので、できるだけ交付期間の延長を求めようではないかという総務委員会の話の中で出ましたので、意見書案を提案をするものでございますが、ただ、ダムについては、今、特別委員会を設置しながらダムの存続について結論がやがて出るだろうと思いますけれども、現在もあるわけですので、ある限りは交付をお願いしたいという思いで意見書を提出するものでございます。

文書については、時間的な制約もあるようですので、お手元に配付をしております内容で提案をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

内容の意見書案を、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出するものでございます。提出先は経済産業大臣、財務大臣、総務大臣、各大臣あてに送付をしたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、発議第23号です。

提出者は私。賛成者は、提出者は総務常任委員全員が検討いたしましたけれども、今日サインを求めようと思いましたがけれども、何分にも総務常任委員が欠席が多うございまして、賛成者の3名がそろいませんでしたので、1名他の委員会の委員を賛成者に充てましたので、よろしくそこはご了解いただきたいと思います。

住民税、所得税の配偶者控除・扶養控除の廃止に反対する意見書案ですが、この議案を会議規則第14条の規定によって提出しようとするものですが、過日の一般質問の中でも吉村議員や田邊議員からも質問があったわけですが、そういったことも踏まえて、今後、

まだ確定はしていないこの住民税、所得税の配偶者控除・扶養控除の廃止に反対をすることによって、町民が税の増税になることを阻止しようという意見書案でございます。

中身についてはお手元に配付をしていますが、ただ、誤字がございますのでご訂正をいただきたいと思います。上段のほうに、「これらが実施されれば、23歳から69歳までの不要」の「不要」が非常に、親族が要らんという意味ではございませんで、扶養すべき親族がいる家庭ではということで、私の本位とは反対の漢字になってますので、ご訂正の上、こういう内容で提案をしたいというふうに思っていますので、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出するものでございます。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣あてに送付をするものでございます。

引き続きまして、先ほど陳情を採択をしていただきましたので、発議第24号として改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を提案をするものでございます。会議規則第14条の規定によって提出いたします。

提出者は私。賛成者は酒井議員、吉村議員、岩井議員でございます。

次のページに内容を書いておりますけれども、要するに改正貸金業法が平成18年度法律として成立をいたしました。しかし、残念ながら、国民の中に、また、町民の中に早期改正法が実施が出来るがために、さまざまな事件が起こってます。自己破産者や多重債務者が急増を招いてますし、この多重債務の相談体制も不備であったり、中小企業向けのセーフティーネットもまだ十分でもありませんし、まだまだ闇金融業者がはびこっている状況でありますので、4つの問題に大きく、施行を早くするように、また闇金融を徹底的に摘発することなどを踏まえた意見書案でございます。地方自治法第99条の規定によって意見書を提出するものでございます。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、金融担当大臣、消費者政策担当大臣あてでございます。どうかよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第２２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第２２号電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書案を採決します。

発議第２２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第２２号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第２２号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

これより発議第２３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第２３号住民税、所得税の配偶者控除・扶養控除の廃止に反対する意見書案を採決します。

発議第２３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第２３号は原案のとおり可決さ

れました。

お諮りします。

ただいま発議第２３号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定をいたしました。

これより発議第２４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第２４号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書案を採決します。

発議第２４号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第２４号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第２４号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第３０ 発議第２５号障害者自立支援法の応益負担の即時廃止と障害児者福祉の充実を求める意見書案を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

6 番緒方正綱君。

○6 番（緒方正綱君） 発議第 25 号。

提出者、緒方正綱。賛成者、牧野利恵子以下 4 名の賛成者を得まして提出をいたします。

障害者自立支援法の応益負担の即時廃止と障害児者福祉の充実を求める意見書案。会議規則第 14 条の規定により提出をいたします。

内容につきましては、現行の障害者自立支援法の中での応益負担の即時廃止ということで、現在の、現行の自立支援法の中で、利用者が、実際の工賃よりも利用料のほうが上回るというような現状が出てきております。それに対しての意見書案を求めるものでございます。速やかに応益負担制度を廃止するとともに、事業所に対する報酬の日払いを月額払いに戻すこと、障害児者関連予算を大幅に増額することが主な内容でございます。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第 25 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第 25 号障害者自立支援法の応益負担の即時廃止と障害児者福祉の充実を求める意見書案を採決します。

発議第 25 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第 25 号は原案のとおり可決さ

れました。

お諮りします。

ただいま発議第25号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第31 発議第26号WT0交渉の早期妥結に反対する意見書を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 発議第26号。

提出者、宮地章一。賛成者、岡峯、下元、池本議員でございます。

WT0交渉の早期妥結に反対する意見書案。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をいたします。

なお、内容につきましては、WT0、先進国、途上国間で非常に隔たりのある貿易自由化の問題を早期妥結ということになりますと、自国にとって非常に大変な状況になるという内容のもので、早期妥結の反対という内容でございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

参議院議長、衆議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣あてでございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第26号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第26号WT0交渉の早期妥結に反対する意見書案を採決します。

発議第26号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第26号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第26号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第32 発議第27号議員派遣の件についてを議題とします。

9番岩井優之介君から地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条並びに会議規則第14条の規定により提出されております。

提出者の提案理由の説明を求めます。

9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） 発議27号議員派遣の件についてご提案申し上げます。

緒方正綱議員以下5名の賛同を得まして、会議規則14条の規定により提出いたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により、次のとおり議員

を派遣する。

1、高知県町村議会議長会第61回定期総会。期日、平成22年2月19日。場所、高知共済会館。派遣議員、議長です。

以上、提案いたします。

○議長（山岡義正君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第27号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第27号議員派遣の件についてを採決します。

発議第27号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第27号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第33 閉会中の継続審査・調査申し出についてを議題とします。

総務常任委員長及び建設常任委員長から、委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております申し出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があっております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長及び建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

次に、各常任委員長から各委員会において審査・調査中の事件及び所管事務の調査事項について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております申し出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

午後3時43分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番島岡幹夫君から議員の辞職願が提出されました。

お諮りします。

島岡幹夫君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として審議することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、島岡幹夫君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として審議することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 追加日程第1 島岡幹夫君の議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、島岡幹夫君の退場を求めます。

〔4番島岡幹夫君 退場〕

○議長（山岡義正君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（今村 茂君） それでは、4番島岡幹夫議員から提出されました議員の辞職

願を朗読いたします。

四万十町議会議長山岡義正様。

議員辞職願。私儀、一身上の都合により議員を辞職いたしたく、ご許可くださいますようお願い申し上げます。

平成21年12月17日。四万十町議会議員島岡幹夫。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） お諮りします。

島岡幹夫君の議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、島岡幹夫君の議員の辞職を許可することに決定をいたしました。

島岡幹夫君の除斥を解きます。

〔4番島岡幹夫君 着席〕

○議長（山岡義正君） 直ちに休憩します。

午後3時48分 休憩

午後3時57分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先刻特別委員の辞職が許可されましたので、四万十町議会家地川ダム調査特別委員会の補充委員を選任します。

選任する補充委員は1人です。

特別委員会の委員選任につきましては、四万十町議会委員会条例第8条第1項の規定により、四万十町議会家地川ダム調査特別委員会委員は、6番緒方正綱君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました6番緒方正綱君を四万十町議会家地川ダム調査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

四万十町議会家地川ダム調査特別委員会の補充委員が決定いたしましたので、委員会の招集を副委員長に依頼したいと思います。

委員長の互選をお願いします。

四万十町議会家地川ダム調査特別委員会開会のため、ただいまより休憩します。

午後 3 時 5 8 分 休憩

午後 4 時 0 0 分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

四万十町議会家地川ダム調査特別委員会から委員長を互選した旨の通知がありましたので報告いたします。

四万十町議会家地川ダム調査特別委員会委員長に橋本保君、四万十町議会家地川ダム調査特別委員会副委員長林健三君が互選されました。

休憩します。

午後 4 時 0 1 分 休憩

午後 4 時 1 2 分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

第 4 回定例会の会議に付されました事件はすべて終了しました。したがって、会議規則第 7 条の規定により、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、第 4 回定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成 2 1 年第 4 回四万十町議会定例会を閉会します。

午後 4 時 1 3 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員